

野村榮三郎と福井瑞華の内陸アジア・河西域の 調査計畫（1909-1910）の消滅とその波紋

——清國新疆省の檔案（官文書）にみえる野村と福井の「轉發護照」

The extinction of Nomura Eizaburo and Fukui Zuige's investigation plan of Inner Asia and Hexi area (1909-1910) and its repercussions: Nomura and Fukui's renewal passport found in the official documents of Xinjiang Province in the Qing Dynasty

白須淨眞

はじめに

私はかつて、「もしこの計畫が實施されていれば、この野村〔榮三郎〕の隊が、後世、第三次大谷探檢隊（以下、第三次隊）と呼ばれることとなったはずである。したがって橘〔瑞超〕によるロンドンからの第三次隊の派遣は、この消滅した野村の第三次隊に代わるものであった」と、實施されなかった野村單獨の内陸アジア・河西域の調査計畫があったことを明らかにした¹。これが、1910年1月末に最終的に中止となったインドを起點とする「幻に終わってしまった野村單獨の第三次隊」である。當事者の記録は限られているが（資1を参照）、その中止に至るまでの経緯は、日本の外務省外交記録に詳しいだけでなく、英國側（インド政廳や英國の舊インド省）の記録にもしっかりと関連情報が確認される。これらによれば、野村單獨の調査計畫が中止に追い込まれたのは、これに先立つ野村と橘による第二次大谷隊（以下、適宜、第二次隊）の活動に、英國側が一方向的に疑念を懐き報復に及んだからである。疑念とは、2人の行動を「宗教ニ關スル考古的探檢ノ外、何等カ特別ノ使命ヲ有スル」とみなしたことであり、報復とは、英領インドから内陸アジアの新疆に通じるカラコルム・パスの通行を認めなかったことである。この報復こそが、野村單獨のインドを起點とする内陸アジア・河西域の調査計畫を幻に終わらせてしまった直接の要因であった²。なお、日英間の外交トラブルを

¹白須 2012、119 頁。

²以上の経緯は、白須 2012、123～133 頁を参照。その外交記録は、日本外務省外交記録「大谷伯一行ノ動靜ニ關スル件」122～123 行、白須 2012、334 頁。

引き起こしたこの第二次隊とは、大谷光瑞の指示を受けた野村榮三郎と橘瑞超の2人が、1908年6月16日に北京を發ち、1年半にわたってモンゴルと新疆の兩域に活動を展開し、1909年11月、光瑞自らが指揮をとるインド隊に合流した調査隊をいう（表1）。それは、1910年1月末まで繼續されて終わった。

ところで光瑞は、當初、この第二次隊がインドに到着してのち、そのインドを起點とする新たな内陸アジア・河西域の調査計畫も立てていた。それは今述べた「幻に終わってしまった野村單獨の第三次隊」とはまったく異なる別の調査計畫であり、第二次隊の野村と橘が調査を完了した直後に、その隊員の1人であった野村を再び起用し、さらに福井瑞華^{すいげ}という隊員を新たに加え、インドから派遣しようとしたものであった（表1）。これが、本稿が明らかにしようとする調査計畫である。従來知られることすらもなかった「野村榮三郎と福井瑞華による内陸アジア・河西域への調査計畫」が、現實に存在していたのである。それを證したのは、當事者、すなわち光瑞側（西本願寺）の資料や日本の外務省の外交記録などではなく、意外にも清國末期の官文書群であった。しかもそれは、先般紹介した外務部、すなわち清國中央政府の外交官廳の官文書群ではなく³、押し寄せる「外國探險家」に對應して新疆省の諸官廳（諸官署）⁴が即時的に作成していた地方の官文書群のなかにあった。中國新疆維吾爾（自治區檔案館・日本佛教大學尼雅遺址學術研究機構（以下、前者で代表させ自治區檔案館と略稱）がすでに公にしていた總數467件（そのうち139件が大谷隊に係わるもの）なかの1件（資2）と、關連するもう1件（資5）の官文書が、該當する⁵。これらは、第二次大谷隊に關わる清國地方官廳の一記録に過ぎないが、その官文書の内容が明かしたのは、従來知られることのなかった第二次隊の現實だけではなく、その現實が引き起こした波紋と、その波紋の意外にも大きな連鎖であった。詳細に言えば、スヴェン・ヘディンの西本願寺訪問（1908年12月2～3日）に象徴される光瑞とヘディンとの結び付き、その訪問をきっかけに追加された第二次隊の橘瑞超の樓蘭調査、その樓蘭調査の成果と

³清國の中央官廳の外務部の大谷隊の資料については、白須の別稿（1）、また外務部以前の總理各國事務衙門期の大谷光瑞關係資料については、白須2018 a、2018bを參照。

⁴關係資料には、「署」の語も見えているが（資4）、ここでは「官廳」の語で統一。

⁵自治區檔案館等編2001。なおここにいう新疆省の官文書群とは、清末、當地の諸官廳が作成したもので、自治區檔案館に「檔案」として保管されているが、本稿では「官文書」と呼稱する。大谷隊に限定して補足すれば、これら官文書は、かつて整理した外交問題化した大谷隊の記録群である日本の「外務省外交記録」とは性格を異にするが、他者の手が一切加えられていない希有の第一級の原資料群であることには、變わりがない。したがって、大谷隊に關心を寄せる研究者は、當事者が残した資料群とともに、こうしたまとまった2つの大量の原資料群にも奇しくも遭遇し、兩者を並行的に活用する幸運にめぐまれたといえよう。ただ、この自治區檔案館の官文書群は、すでに2001年、つまり20年も前に公にされていたから、「外務省外交記録」に比べれば、ずいぶんと取り組みが遅れてしまった。並行的に取り組むべきであったと反省している。

しての「いわゆる李柏文書」の発見(1909年3月頃)⁶、さらには第二次隊に対する英国の報復、その結果としての「幻に終わってしまった野村單獨第三次隊」(1910年1月末)へと続く連鎖であり、そしてそれらが、意外にも第一次世界大戦へと集約されていく当時の国際政治社会のなかで明快に説明が付くことであった⁷。本稿は、これら官文書(資2、資5)の解析に重点を置きながらも、こうした波紋とその連鎖の中にあることも意識しながら検討を試みていく。

なお本稿には、次に示す別稿(1)、(2)、(4)と連番で呼ぶ一連の関連論考がある。この連番のなかでは、本稿は、(3)として位置付く。併讀いただければ幸いである。

(1) 清国外務部の第二次大谷隊(1908~1910)への護照発給とその関係檔案の紹介——1908(光緒34)年時の護照発給事例から垣間見る外務部官制と外務部の意思決定⁸

(2) 清國の檔案資料が語る第二次大谷隊(1908-1910)の当初の計畫——在清國公使・林權助の公信、清國・外務部發給の護照、清國・新疆省の檔案との相關⁹

(4) 1909年の橘瑞超の樓蘭調査と、いわゆる李柏文書を内包する文書群の発見——橘の第3回報告、橘の護照、新疆維吾爾自治區檔案館の關係官文書からの新見解¹⁰

一、「アジア廣域調査活動(大谷隊)」と野村榮三郎と福井瑞華の調査計畫

ここに取り上げる「野村榮三郎と福井瑞華による内陸アジア・河西域への調査計畫」が、大谷光瑞の「アジア廣域調査活動(大谷隊)」の總體の中で、どのような位置を占めていたのか、それをまず確認しておこう。この計畫は、第一次から第三次と整理されている第二次隊の活動過程において中止となったことから、その第二次大谷隊との関連のなかに位置付く。次の表1¹¹のなかに、ゴチック體で太

⁶こうした課題の焦點化を試みた論集が、白須編2014である。とくに「はじめに」と、總論の「光瑞とヘディンの國際政治社會」を参照。

⁷白須2018 aも、20世紀初頭の國際政治社會なかで、光瑞とヘディンを論じたものである。

⁸『東洋史苑』96(2022)に掲載。なお中國語譯は、北京大學中國古代史中心・新疆師範大學中心、朱玉麒主編『西域文史』(2023)に掲載豫定。譯出は、楊柳である。

⁹『龍谷史壇』155(2022)、同156(2023)に、(上)と(下)として分割掲載。

¹⁰新出現の橘の「第3回報告」を背景に、過去の研究蓄積を再検討しようとする試みである。發表誌は未定。

¹¹第二次隊は、1909年までとされることが多いが、外務省外交記録によって1910年までとする。第三次隊は、その終了を吉川小一郎の歸國年次1914年を當てることが多いが、チベット調査を考慮してこのように記載する。ただし橘・吉川の内陸アジア調査だけを指す時は、従来通り1910~1914年とする。なお、1906(明治39)年からの清國調査や柱本瑞俊のインド事前調査などがあるが、研究が進展していないことから未収録。なおこの表1(Ver.3)は、従前に提示した「大谷探檢隊の活動域とその隊員」と「20世紀初頭の日本のアジア廣域調査活動・大谷探檢隊」をそれぞれ「Ver.1」(白須2002の22頁の插7)と「Ver.2」(白須2012のxvi頁の表0-1)とし、補訂を加えてバージョンアップしたものである。

く示した箇所が、それである。

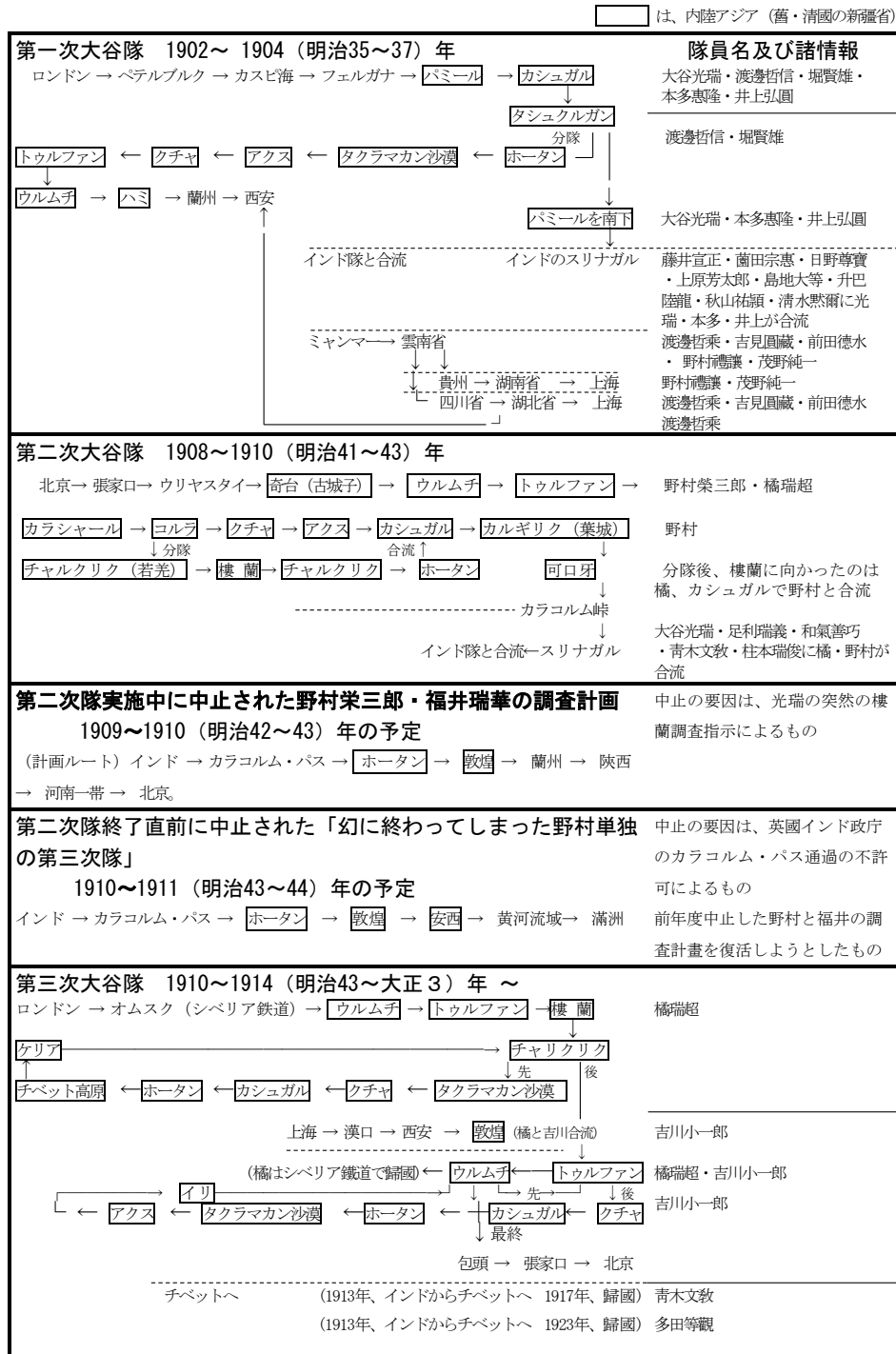


表 1 20世紀初頭の太谷光瑞のアジア廣域調査活動 (大谷隊)、Ver.3

二、1910年の野村單獨の内陸アジア・河西域の調査計畫とその中止

先に觸れたように、光瑞は、インド隊に合流した第二次隊の野村を再び起用して、今度は英領インドから内陸アジア・河西域へ向かう新たな調査隊を計畫し、在カルカッタ總領事代理・平田知夫^{ともお}を通して英國インド政廳に申請した。1909年12月7日のことである。しかしその申請は却下され、「幻に終わってしまった野村單獨第三次隊」として消滅した。

ところでこの時、平田は、直接交渉に及んだもののインド政廳は「拒絶ノ理由ニ至リテハ事ヲ左右ニ託シテ明言」しなかったため、その態度を變えることはできなかった。その背景を1905年に繼續された第2回日英同盟の「インド國境の安全に繋る一切の事項」(第4條)への抵觸と察知した平田は、交渉を中斷し、機密公信によってその経緯を外務大臣・小村壽太郎に詳細に傳えて指示を仰いだ¹²。しかしその時点では、光瑞は、カラコルム・パスの通過を認めないという英國側の報復を受ける外はなく、野村には歸國を指示し、光瑞は橋を連れて孟買(ボンベイ、今のムンバイ)を發って英國に向かった。1910年1月29日のことである。この光瑞の英國行は當初からの豫定だったとしても¹³、總領事代理の平田が、「伯(光瑞)ニシテ此上強テ印度政府(インド政廳)の前意(カラコルム・パスの通過拒否)ヲ翻サシメントセバ、在英本邦大使を經、直接英國外務省又ハ印度事務省ニ交渉スルヲ至當ト信ズル旨、伯ニ話シ置」いたことも、光瑞は、しっかりと意識していたと思われる。

しかし事の重大さを認識した外務大臣・小村は、光瑞がロンドンに到着する前にそれを封じてしまった。英國本國にまでこの問題を持ち込まれて再燃してしまうことを強く危惧したからであろう。かつて明らかにしたように、平田からの報告を受けた小村は直ちに「在英本邦大使」、すなわち加藤高明に機密公信を發し、「橋・野村兩人ノ儀ニ關シテハ、其以前在日本邦英國大使〔マクドナルド〕ヨリ」抗議を受けていたと初めて明かしたことに窺える。小村へのマクドナルドの抗議そのものは、なぜか日本の外務省の外交記録にはみえないが、金子民雄が見いだした英國の舊インド省(平田のいう「印度事務省」)の記録によれば、その内容は實に辛辣なものであった¹⁴。

¹²日本政府の對應の詳細は、白須 2012、132 頁以降を参照。

¹³この時の光瑞のロンドン行は、九條良致・武子夫妻のロンドン行と重ねようとしたと推察されるが、當初の計畫のようにはいかなかった。佐佐木信綱を初めとして武子に關心を寄せる人々に言及があり、良致までも大谷隊の隊員として関係づけようとするものさえみられるが、すべてが誤解である。なお、武子は光瑞の妹である。詳細は、拙稿「九條武子と柳原白蓮の指鬘外道(アングリマーラ)」(2023年春、法藏館から刊行豫定の論集『古代インドのアングリマーラ傳承と漢譯經典・佛傳圖像の諸相』〈假題〉に収録)において言及する。

¹⁴この抗議については、白須 2012、140～142 頁。全體的経緯は白須 2012、118 頁以降を参照。

ところで当事者の野村は、この「幻に終わってしまった野村單獨の第三次隊」に關わって、わずかながらも次のような記録を残している。

資1 1910年の野村單獨の内陸アジア・河西域への調査計畫

明治四十三〔1910〕年三月を期し、再びカラコルム・パスを踰え、再度新疆に出て、和闐よりタクラマカン沙漠南方一帯を探查し、玉門關より敦煌を過ぎ、安西を経て黃河流域に沿い、西夏の古趾を探り、滿州に出て、明治四十四〔1911〕年四月までに歸朝すべし¹⁵。

これによれば、野村は、1910年3月、インドを起點とし、英清國境であるカラコルム・パスを踰えて「和闐よりタクラマカン沙漠南方一帯」と、河西の「西夏の古趾」を重點的に調査して、1911年4月までに調査を完了させる計畫だったようである（表1）。和闐については後述する。「西夏の古趾」とは、カラホト（黒水城）であり、露國のコズロフが、1908年に調査した遺跡であるから最新の情報に基づく計畫である。當時、英國のスタインもまだカラホトには入ってはいない。當時の内陸アジアや河西の地は、熾烈な調査探檢の競合の場であった。

三、1909年の野村と福井の内陸アジア・河西域の調査計畫と、その護照の「正校案文」

すでに述べたように光瑞は、第二次隊（1908～1910）の派遣時には、それに續く調査計畫もすでに立てていた。それは、第二次隊の野村と橘がインドに到着した後、野村を再び起用し、さらに光瑞の樺太巡化（1906）と再度の清國巡遊（1906～1907）にも従った福井瑞華（三重縣桑名市の法盛寺）（圖1、附2を参照）を登用し¹⁶、この2人をインドから内陸アジア・河西域へ派遣しようとするものであった（表1）。しかも後ほど對比するようにそのルートは、「1910年の幻に終わってしまった野村單獨の第三次隊」とほぼ同一とみなしてよいもので、計畫期間もそれに1年ほど先行し、インドを起點として「光緒35年4月（1909年5月19日～6月17日）」（資2）から實施する豫定であった。つまり、わずかに1年を隔てるだけの、



圖1: 福井瑞華(1887～1975)

¹⁵ 上原芳太郎『光顔院籌子夫人』興教書院、1935、に収録。白須、2012、122頁。

¹⁶ 樺太における福井については、麓愼一「大谷光瑞と樺太」柴田幹夫編『大谷光瑞とアジア』勉誠出版、2010、126頁の註4。福井の清國調査の全容は未整理であるが、その日記が残っている。圖1はこの書に據った。

しかもほぼ同一の調査ルートであるから、實にややこしい。細心の注意を拂わなければ、この2つの調査隊を混同して同一視しかねないほどなのである(表1)。この知られざる「1909年の野村榮三郎と福井瑞華による内陸アジア・河西域への調査計畫」があったことを明らかにしたのは、先に述べたように自治區檔案館が保管する新疆省の官文書であった。そこでまず、自治區檔案館の移録に従ってその原文を示し、試譯を加えて追っていこう。行論の便を圖って移録文面には、(a)～(d)を付し、後に検討する用語はゴチック體とし、言及する内容にはアンダーラインを、あらかじめ付しておく。

資2 1908年11月21日、野村榮三郎と福井瑞華が新疆に來って游歴するに就き新疆省の鎮迪道兼按察使の榮霈が轉發して交付した護照に關わる正校案文

榮霈就野村榮三郎、福井瑞華來新疆游歴轉發的護照¹⁷

(e)1908年11月21日

(a)爲發給護照事。(b)茲大日本國地理學士野村榮三郎執持外務部護照一紙游歴到新〔疆〕、擬赴印度、于明年四月仍回新疆和闐道、出敦煌、由蘭州、陝西、河南一帶地方行走到京。因原領護照扣至彼時、限期屆滿、呈請別發護照一紙、以利遄行。并稱有該當國地理學士福井瑞華早赴印度游歴、俟明年四月約同新一路行走、亦請求發給護照一紙、均從光緒三十五年四月起限定一年抵京、將前后領給護照一〔紙?〕并呈外務部查銷。等因。(c)爲此、繕就護照一紙交給執持。所有經過地方官於該學士野村榮三郎、福井瑞華到境時即查驗放行、照約妥爲保護、毋得留難阻滯、該游歴亦不得繞越邊隘荒僻處所、務須由大道行走、以便保護而免疏虞。須至護照者。(d)右給大日本國地理學士野村榮三郎、福井瑞華收執。

榮霈が、野村榮三郎と福井瑞華の〔2人が〕新疆に來たって游歴するに就き轉發した護照

(e)1908年11月21日

(a)護照を發給した件

(b)「今(茲)、大日本國地理學士の野村榮三郎は、外務部の護照を所持して游歴して新〔疆〕に到り、インドに赴くつもりです(擬)が、來年4月には、さらに加えて(仍)〔インドから〕新疆の和闐道(西域南道)に戻り(回)、敦煌に出て、蘭州より、陝西、河南一帶の地域を往來して(通行)北京に向かいます(到)。今持っている〔原領〕護照によって彼(か)の時(來年四月)に至るを計ってみますと(扣)、有効期限(限期)が満ちてしまう(屆滿)ため、書面をもって申請し(呈請)別に護照を發給していただくことを、すみやかに(遄行)お願いします。あわせて〔野村は〕、

¹⁷自治區檔案館等編 2001、204頁。

當國の地理學士の福井瑞華がすでに(早)インド游歴に赴き、來年の4月を待って〔私・野村と〕同じ新疆ルートの通行(行走)を約束しておりますので、これまた護照の發給をお願いします。2人はひとしく(均)光緒35(1909)年4月から1年を限って北京に向かい(抵)ます。前後受領した護照は一括して(一并)返却し、外務部の取り調べ(銷)に呈しますと申した」とのことである(等因)。(c)このため(爲此)、ただちに護照を作成して交給(交付)し、〔野村と福井に〕所持(執持)させる。すべて(所有)の通過する(經過)ところの地方官は、該當學士の野村榮三郎と福井瑞華が境界に到った時は、ただちに取り調べて通過を許し(放行)、手ぬかりなく(妥爲)保護し、留めて行く手を阻んではならない(毋得留難阻滯)。該當游歴〔者〕もまた邊境の要害や荒れ果てた邊鄙な所を通つては(繞越)ならず、ぜひと(務必須)大道によって通行し、保護できるようにし(以便)、失誤(疏虞)を免れるように。護照を所持する者が至れば必ずそのようにせよ(須至護照者)!(d)右大日本國地理學士野村榮三郎、福井瑞華に給す。受領せよ(收執)!

この新疆省官文書(檔案)の内容を確認するに当たって、まずお断りしなければならないのは、直接の調査をしていないこと、またその影像資料すらも見ていないことである。一定度の努力は試みたが現状では難しいようである。したがって自治區檔案館の移録に従って述べていく私見も、思わぬ誤解や理解が不十分な箇所があるかもしれないが、現状では、お許しいただくしかない。

この官文書の作成時 自治區檔案館によれば、1908年11月21日、もとの清曆に戻せば光緒34年10月28日がその作成時となる。しかしその年月日がこの官文書のどこにどのように書かれていたのかは分からないが、後述の過程におおよその推察が可能となっていく。

この官文書の總體的内容と文書構成 中央官廳の外務部が發給した護照を所持して新疆にやって来てインドに赴こうとしている野村榮三郎が、(b)今いる新疆から一端インドに出て來年4月に再入國し、新疆省の南域から河西域を游歴するための自らの新たな護照を、同行豫定の福井瑞華の護照とともに取得したいと、書面をもって申請した。そこでその書面を受理した該當官廳(後述)は、その野村の申請文に、(c)游歴に当たって通過する該當域の地方官に游歴者への對應と保護を命じる文面を付加して、野村と福井2人の護照をそれぞれ作成した。そして(d)野村と福井に護照を交給(交付)し受領を命じた、と要約できよう。とすれば、その固有名(野村と福井)を除外すれば、その内容もその構成も、先に別稿(2)において検討した外務部が發給した橘の護照そのものに非常に類似していることに気づく。清國末期の同時代の護照であるから當然である。したがってこの新疆省官文書・資2を、橘の護照の文面そのものと比べてみよう。

この官文書と橘の護照との對比 まずこの新疆省官文書・資2の(a)～(e)に對應させて、橘の護照の移録・資3にも(a)'～(e)'の符號を付す¹⁸。

資3 光緒34年3月25日、清國外務部が橘瑞超に發給した護照(圖2)

護 照

(a)' 外 務 部 爲

發給護照事。(b)' 准

大日本國駐京大臣林 函稱、本國地理學士橘瑞超、擬由京起程、游歷張家口、烏里雅蘇臺、鎮西、孚遠、烏魯木齊、土魯番、庫車、阿克蘇、喀什噶爾、葉爾羌、葉城、可口牙等處、請發給護照等。(c)' 因本部爲此繕、就護照一紙、即由本部蓋印・標硃訖送交

大日本國林大臣轉給收執。所有經過地方官、於地理學士橘瑞超持照到境時、立即查驗放行、照約妥爲保護、毋得留難阻滯、致干查究切切。各國游歷人員、於邊隘荒僻處所、務須經由大道行走、以便保護而免疎虞、須至護照者。

(d)' 右給大日本國地理學士橘瑞超 收此

(e)' 光緒參拾肆年參月貳拾伍日

此照游歷回日即行繳銷如有遺失作爲廢紙

護 照

外務部が護照を發給すること。

大日本國駐京大臣の林の公信(函)を受(准)け取りますに、「本國の地理學士橘瑞超は、〔北〕京より出發(起程)して張家口、烏里雅蘇臺、鎮西、孚遠、烏魯木齊、土(吐)魯番、庫車、阿克蘇、喀什噶爾、葉爾羌、葉城、可口牙等處を游歷するつもり(擬)です。護照等の發給をお願いします(請)」と申し出て(稱)おります。そこで(因)本部(外務部)は、これによって(爲此)發給の手續き(繕)を開始し、すぐにも(就)護照一枚、本部(外務部)が責任を持って(由)ただちに(即)押印(蓋印)し硃筆による書き込み(標硃)を訖えたものを、大日本國林大臣に送(交)り、轉給(轉送して給付)して收執(携行)させています。すべての(所有)經過するところの地方官は、地理學士・橘瑞超が護照を持って(持照)て境界に到った時は、ただちに(立即)護照を取り調べて(查驗)通過(放行)させ、取り決め(約)のように遺漏なく適宜(妥爲)保護し、留めて行く手を阻み(毋得留難阻滯)問い詰めて(致干查究)はならない。くれぐれも留意するように(切切)。〔また〕各國の游歷する人員は、邊境の狭く荒れ果てた處にあつては是非とも(務須)大道によって走行し保護するのに便利なようにして、困難なことがおきないようにしなければならない。護照が届けば必ずそうせよ(須至護照)。

右、大日本國地理學士の橘瑞超に支給(給)する。これを收めよ(收此)。

¹⁸全文の譯出とその解説の詳細は、別稿(2)を参照。

光緒參拾肆年參月貳拾伍日

この照（護照）は游歴が終わった當日ただちに返却し效力を失う（繳銷）。もし遺失したのであれば、廢紙（紙くず）とせよ。

これによれば新疆省官文書・資2の(a)「發給護照」は、この橘の護照の(a)「外務部爲發給護照事」に對應する。「爲～事」の定型句から承知されるように、(a)は外務部が作成した官文書としての橘の護照のタイトルであるから、(a)「發給護照」も、この官文書のタイトルということになる。ただしこの(a)には、「外務部」に對應する官廳名は記載されていない。

續く(b)「茲大日本國地理學士野村榮三郎……呈請別發護照一紙」、すなわち野村榮三郎の該當官廳への護照の申請は、橘の護照の(b)「大日本國駐京大臣林 函稱」と對應する。ただしこの新疆省官文書・資2にあつては、林公使のような外交官の「函稱」、すなわち外交官を介しての手紙による申請ではなく、野村自身が直接、該當官廳へ護照を申請したことになっている。

續く(c)「爲此、繕就護照一紙交給執持」（このためただちに護照を作成して交付し、〔野村と福井に〕所持させる）とあるのは、橘の護照の(c)「因本部爲此繕、就護照一紙、即由本部蓋印・標硃訖送交大日本國林大臣轉給收執（そこで本外務部は、これによって護照の發給手続きを開始し、すぐにも護照一枚、外務部が責任を持ってただちに押印し硃筆による書き込みを^お訖えたものを、大日本國林大臣に送り、轉給して收執させています）」と對應する。ただしこの新疆省官文書・資2にあつては、野村の該當官廳への直接申請であるから申請者・野村への直接の交付（交付）である。また(c)「所有經過地方官於該學士野村榮三郎、福井瑞華到境時即查驗放行、照約妥爲保護、毋得留難阻滯、該游歴亦不得繞越邊隘荒僻處所、務須由大道行走、以便保護而免疏虞。須至護照者」（資2の譯文參照）とあるのは、橘の護照の(c)「所有經過地方官、於地理學士橘瑞超持照到境時、立即查驗放行、照約妥爲保護、毋得留難阻滯、致干查究。切切。各國游歴人員、於邊隘荒僻處所、務須經由大道行走、以便保護而免疎虞、須至護照者」（資3の譯文參照）とその文面はほぼ等しく、護照發給に關わる定型句とみなしてよい。

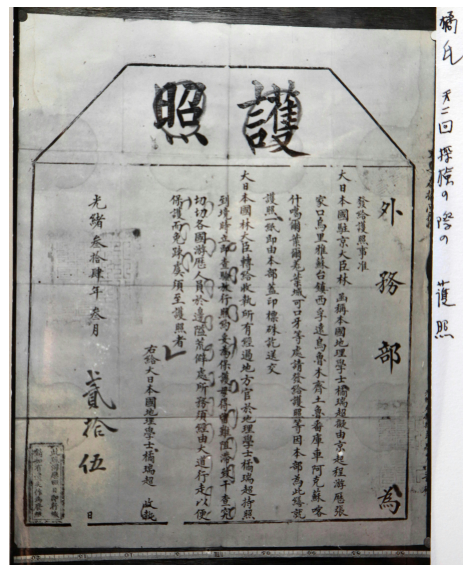


圖 2: 光緒 34 年、外務部が橘瑞超に發給した護照（故・小笠原宣秀氏のアルバムより）

續く (d) 「右給大日本國地理學士野村榮三郎、福井瑞華收執」 (このためただちに護照を作成して交付し、〔野村と福井に〕所持させよ) とあるのは、橘の護照の (d)' 「右給大日本國地理學士橘瑞超 收此右給大日本國地理學士橘瑞超 收此」と等しい。

自治區檔案館の新疆省官文書・資2の移録文はこれで終わっているが、橘の護照には (e)' 「光緒參拾肆年參月貳拾伍日」とあるように、最後に護照の發給年月日が記されている。これはおそらくこの新疆省官文書・資2のこの場所にあったと推定される「光緒34年10月28日」であろう。そしてその年次が西曆に換算されて、資2の移録文の冒頭に (e) 「1908年11月21日」として移動して記されたのであろう。先に、この西曆紀年に關わって「この官文書のどこにどのように書かれていたのかは分からない」と記したことは、これで解決する。ただし橘の護照の場合は、日付だけは別筆であったが、これは新疆省の官文書・資2の移録からは読み取ることはできず、この官文書そのものに当たらなければわからない。

このようにこの新疆省官文書・資2を、外務部が橘に發給した護照・資3の影像資料と照らし合わせてみると、この官文書・資2には、該當官廳が野村と福井に交付 (交付) した「護照」の文面そのものが書かれていた、そのように判断してよかろう。とすれば、護照そのものは申請した野村と福井に發給されて該當官廳には残るはずがないことから、該當官廳に保管されていたこの新疆省官文書・資2は、發給した護照の該當官廳の「發給護照の控え」と見ざるをえない。ただし別稿 (2) に述べたように、發給された護照そのもの自體が官文書であったことを考慮すれば、發給した護照を書き寫して控えとして残したのではなく、逆にこの新疆省官文書・資2を、携行に耐えうる丈夫な大型の定型の別紙に書寫して官印を押し (圖2)、「護照」として發給したとみなすべきであろう。なおその護照に、申請の文面までも記すことは不要と思われるが、それが官文書の文面をそのままを護照とする清國の護照の大きな特色だったとみればよかろう¹⁹。

ところで外務部は、同じルートを同時に游歴する第二次隊の野村と橘に對しては、それぞれ個別に護照を發給していた。したがってこの野村と福井の場合もそうであったはずである。しかし控えとみなしたこの新疆省の官文書・資2は、そうはなっていない。野村と福井が一緒なのである。おそらくそれは、野村と福井の氏名を除けば護照の文面がまったく同一となることから、護照を發給する新疆省の該當官廳の官員が、一括してまとめて記していたのではないか、現時點ではそのように推察する外はない。

この官文書の呼稱 さてそれでは、このように2人の護照を一括して控えたよう

¹⁹本國 (または居住國) の政府が當事國の政府に對し旅行者の保護を求める今日のパスポートとは異なって、清國の護照は、同國の護照發給機關が同國の關係諸官廳に保護を命じる官文書である。

なこの官文書を、どのように呼べばよいのであろうか。示された自治區檔案館のタイトルは、「榮霈就野村榮三郎、福井瑞華來新疆游歷轉發的護照」（榮霈が、野村榮三郎と福井瑞華の〔2人〕新疆に來たって游歷するに就（つ）き轉發した護照）である²⁰。ただし移録された文書の本文そのものには榮霈の名はみえず、また「轉發」の語そのものもないが、何らかの根據があつてのことであろう²¹。したがつてこの自治區檔案館の見解を參酌しながら少しく私見を加えさせていただくこととする。

この新疆省官文書・資2は、轉發した護照そのものではなく、このような文面で交したという發給官廳の控えであろう。先に述べたように交した護照そのものが官文書なのであるから、そこには交した官廳の官印も押され（挿2）、外務部發給の橘護照の映像資料の移録文の（e）'にみられるように（資3）、日付も大書して申請者に轉發されたはずである。とすれば自治區檔案館に保管されているこの官文書・資2は、かつて日本の外務省外交記録によって提案したように、作成し發信した官文書を該當官廳が保管していた「正校案文」と呼ぶべき官文書に當ることになる²²。この「正校案文」は、日本の古文書學にあつては「正校案文」、あるいは「校正案文」とも呼び記されるように、「正文」と對照して校正した「案文」を意味することから、「正文」と同じ効力が認められる官文書である²³。したがつてここでもこの理解を援用して、野村と福井に轉發された護照そのものが官文書であつたことから、それを「正文」に當てるのが私の理解である。これに従えば、「正文」として轉發する「護照」を作成するために纏められ最終的に完成された「案文」（「正文」と全く均しい文面の案文）が該當官廳に残され保管されたのが、この官文書・資2だということになる。とすれば、この官文書・資2は、下書き、あるいは書き損じなどとして偶然に該當官廳に残っていたものではなく、つまり單なる「控え」ではない該當官廳に保管されるべき公式な官文書となる。

實に煩雜な言い回しと感じられるかもしれないが、官文書の扱い方としては重要なことなのである²⁴。したがつて私は、この官文書・資2を、自治區檔案館の付したそのタイトルを參酌して『1908年11月21日、新疆省の鎮迪道兼按察使の榮

²⁰編輯説明によれば、編者が付したものであるという。自治區檔案館等編 2001、39頁と56頁。

²¹もし独自の命名であれば、その説明も欲しい。

²²白須 2012、xxix頁、「凡例」の「正校案文」を參照。

²³佐藤進一『[新版]古文書學入門』法政大學出版局、1999（第6刷）、18頁。

²⁴この最終的に完成された「案文」は「正文」とまったく等しい文面とはなるが、「案文」には文字や文面の訂正箇所がそのまま残されているから、一見すれば下書きのように見える。こうした「案文」が官文書として該當官廳に保管されるのは、その官廳においてどのようなプロセスで意思決定がなされたのか、その重要な記録となるからである。その具體例は日本の外務省の外交記録であるが、白須 2012を參照。蛇足ながら、下書きなどという「いわゆる李柏文書」への根強い誤解は、こうして生まれたのである。官文書そのものに対する知見の有無に關わる問題なのである。荒川正晴「西域長史文書としての〈李柏文書〉」白須編 2014、214～234頁。卷頭圖版1、白須編 2014。

霈が野村榮三郎と福井瑞華が新疆に来て遊歴するに就(つ)き轉發して交付した護照に關わる「正校案文』と呼びたい。ただし對象が清國の漢文官文書であるから「正校案文」という日本獨自の呼び方に特にこだわらず、「正校案文」と呼びたい。

なお榮霈は、野村と福井の護照を發給した該當官廳の長官と推定され、またその榮霈が轉發を擔當したことは、この資2の文面からは直接は確認できない。自治區檔案館がこの文書タイトルとして付したものであるが、それが妥當であることは、後述の過程に、順次、明らかとなる。

四、野村と福井の2人の護照は、新疆省の省都・迪化府で再發給されたもの

ところでこの官文書・資2によれば、(b)「于明年四月仍回新疆和闐道、出敦煌、由蘭州、陝西、河南一帶地方行走到京」とあるように明年、インドより新疆の和闐道に戻って敦煌に出て、敦煌から蘭州によって陝西、河南一帶地方を行走して京(北京)と向かうと記されていることから、それは清國に再入國しての調査活動である。

和闐とは、當然、清末の新疆省の和闐であるから、光緒10(1844)年に和闐直隸州となっていた和闐州、つまり現在の和田(ホータン)に当たる。英領インドからこのホータン(和闐直隸州)へ直行するには、英清國境のカラコルム・パスを越えるのが最短である。

ただし、「和闐道」と呼ばれるような行政区畫は當時の新疆省にはない(和闐直隸州は、喀什噶道であるが、直隸州であるから省に直屬)ことから、喀什噶爾、あるいは敦煌へと續く古來より使われている西域南道のなかの一區間の「和闐大道」のような交通路線を指しての表現であろう。

とすれば野村と福井は、和闐から敦煌に達した後、河西回廊を東行して蘭州へと抜け、蘭州から陝西、河南一帶を通過して北京に向かう計畫だったことになる。したがってこのルートは、「カラコルム・パスを踰え、再度新疆に出て、和闐よりタクラマカン沙漠南方一帶を探查し、玉門關より敦煌を過ぎ、安西を経て黃河流域に沿い、西夏の古趾を探り、滿州に出」ようとした「1910年の野村單獨の内陸アジア・河西域への調査計畫」、すなわち「幻に終わってしまった野村單獨の第三次隊」(資1)の豫定ルートとほとんど変わらない(表1)。

相違は、北京と滿州、調査域でなく終了地點である。これは先に述べたことの再確認である。

また、この新疆省官文書・資2が示す野村と福井の調査計画の開始と終了年次についても、確認しておこう。この官文書に記されている野村の申請の文面に (b) 「于明年四月仍回新疆和闐道」とあるように、新疆の和闐道に戻ってくるのは「明年四月」であった。それは「均從光緒三十五年四月起限定一年抵京」（2人はひとしく光緒35年4月から1年を限って北京に向かいます）となっている文面に照らせば、その「明年四月」とは「光緒三十五年四月」である。したがってその調査は、光緒35年4月（1909年5月19日～6月17日）から光緒36年3月（1910年4月10日～5月8日）までの1年間を豫定していたことになる。ただし光緒帝の崩御によって、現實の紀年は、光緒35年以降は宣統紀年と変わってしまう。しかし、この官文書の作成時の1908年11月21日（光緒34年10月28日）は、まだ宣統紀年は使用されていない²⁵。宣統の使用が始まるのは、翌年（1909）年正月からである（踰年改元）から誤りではない。いずれにせよ野村と福井の調査計画（資2）は、1909年5月19日～6月17日の間（光緒35年4月）に開始する豫定であったことになる。とすれば、今やっと烏魯木齊に着いたばかりの野村は、あと6～7ヶ月で残りの新疆省の調査をすべて終えてインドに向かい、しかも再度の調査活動の準備も完了した上で、福井を連れてインドから新疆省へと再入國しなければならなかった。つまりこのままでは、その調査の実施は、日程上ほぼ不可能となっていたことに気が付かなければならない。

野村が新たな護照を申請した理由 それでは、游歴の途上にある野村は、この問題にどのように對處したのであろうか。野村はそれを、(b) 「因原領護照扣至彼時、限期屆滿、呈請別發護照一紙、以利遄行」（原領護照によって彼の時、つまり再入國する來年四月を計ってみますと、有効期限が満ちて期限切れとなってしまうため、書面をもって別に護照を發給していただくことを、すみやかにお願いします）（資2）と述べている。ただしこの内容を正確に理解するためには、野村のいう「原領護照」とは何か、まずそれを明らかする必要がある。

承知すべきことは、第二次隊の野村は、外務部發給の護照を3枚（紙）も所持したことである。その1枚は、現在、野村自身が使用している護照であり、それはともに活動（游歴）している橘と同じであるから、「光緒參拾肆年參月貳拾伍日」（1908年4月25日）の外務部の發給である。その2枚は、インドから清國に再入國してのち野村自身が使用する「光緒三十五年四月」（1909年5月19日～6月17日）から有効となる來年度からの護照である。そしてその3枚は、來年、その野村にイ

²⁵ 「野村日記」1909年11月20日には「西太后と皇帝は一日を隔てて崩殂せられし」とみえ、11月25日にも吐魯番直隸廳の衛門で曾炳漢（自治區檔案館の官文書によれば、この「漢」字は「漢」の誤りか）に再度聞いたとする。

ンドから同行することになる福井の護照である。したがってここに問題とするのは、現在使用中の野村自身の護照ではなく、今、所持はしているもの來年から使用することになる 2 枚目と 3 枚目の護照なのであり、野村が北京を出發する際、すでに外務部から發給を受けて所持していたものである。これこそが野村が (b) 「因原領護照扣至彼時」 (もとより所持している外務部發給の護照によって彼の時、つまり再入國する來年四月に至る時を計ってみた) とする「原領護照」なのである²⁶。つまり野村は、來年から有効となる野村と福井の 2 枚の護照をすでに携行して、北京を出發していたことを見落としてはならない。だからこそ野村は「限期屆滿」(有効期限が満ちて期限切れとなってしまう)として²⁷、新疆省の省都(烏魯木齊)にあつて擔當官廳に申請して再發給を願ひ出たのである。

ところで先に提示した橘の護照・資 3 を見ていただければすぐ了解されるように、護照そのものには有効期限は記されていない。これは別稿 (2) において、すでに明らかにしたように、日本と清國が 1896 (光緒 22・明治 29) 年に締結した『通商航海條約 (通商行船條約)』第 6 條の「旅券〔護照〕ハ之ヲ發シタル日ヨリ清曆一三箇月間効力ヲ有スヘシ」に従つて理解すべきであろう。「發シタル日」とは、擔當官廳が護照に「年月日」の日付を大書したその日に當たる²⁸。したがつてこの年月日から起算すれば、野村と福井の護照は期限切れとなってしまうのである。それは、第二次隊の調査日程が大幅に遅れたため、インド到着も必然的にズレ込んでしまうからである。その最大の理由は、第二次隊の野村と橘の北京出發が 2 ヶ月半以上も遅れたためであつた。2 人が北京を發つたのは 1909 年 6 月 14 日であつたが、護照の發給日は、橘の護照の (e)′ 「光緒參拾肆年參月貳拾伍日」によつて知られるように、1908 年 4 月 25 日であつた。ただし北京出發が遅れた理由は不明である。

だからこそ野村は、所持している來年から使用する自身と福井の 2 つの「原領護照」が期限切れによつて失效しないように對處が必要だつたのである。したがつて新疆省の省都・烏魯木齊に到達した今、對處しようとしたことになる。それでは野村は、省都のどの官廳に申請し新たな護照をえようとしたのであろうか。次にそれを確認していこう。

²⁶その「原領護照」が、外務部發給の 2 紙 (野村と福井の護照) であつたことは、後に觸れる資 5 によつても確認できよう。

²⁷後に觸れる資 5 に、「光緒三十四年十月二十八日案准大日本國地理學士野村榮三郎即執持云云外務部查銷」とあるのは、有効期限切れ、失效したこの外務部發給の野村と福井の護照を指す。なおこの記載は、野村がこれら 2 つの護照を北京出發時に持っていた傍證となる。

²⁸橘の (e)′ 「光緒參拾肆年參月貳拾伍日」を参照すれば明らかとなる。

五、野村が、護照の「轉發」を申請した官廳とその長官

先に言及したように、この新疆省官文書・資2の官文書それ自體のタイトルは、(a)「爲發給護照事」(護照を發給した件)とだけ記されて、どこのどの官廳が護照を發給したのか、明記されていない。しかし自治區檔案館が付したタイトルは「榮霈就野村榮三郎、福井瑞華來新疆游歷轉發的護照」(榮霈が、野村榮三郎と福井瑞華の〔2人が〕新疆に來たって游歷するに就(つ)き轉發した護照)となっている。つまり自治區檔案館は、野村と福井に護照を「轉發」したのは、榮霈という官員だと判断していることになる。したがってその榮霈とは、護照を「轉發」する権限を持っている該當官廳の官員だったことになる。そこで自治區檔案館のいう「轉發」という用語からまず検討を開始して、その該當官廳を求めていこう。

すでに資料中の諸用語にゴチック體で示しておいたように、護照の交付に当たっては「交給」、「發給」、「轉給」(資2・3)といった用語の使用が確認されるが、自治區檔案館がいう「轉發」という語は、本稿に提示した諸資料にはみえないが、こうした交付形式もあったのであろう。「轉」とは、橘の護照・資3によれば、大日本國駐京大臣林の申請によって外務部が發給した護照を、その林に送交して橘に交付したその用例から推せば、轉送して交付したことを「轉給」というと理解してよい。とすればここに問題とする「轉發」もまた、護照を作成した官廳がその護照を野村に直接發給(本人に手渡した)したのではなく轉送して野村に發給したという意味合も持たせているのかもしれない。

ただし留意を要するのは、先に示したように野村は、インドから再入國し野村自身が來年「光緒三十五年四月」から使用する護照(2枚目)と、同行する福井瑞華の護照(3枚目)もすでに所持していたことである。これら來年度から使用する豫定の護照は北京の外務部が發給していたものであるから、野村は、新疆省の省都の烏魯木齊にあって、まったく新たに野村と福井の護照の發給を申請したことにはならない。先に述べたように有効期限が切れてしまう野村と福井の護照をすでに所持していたからである。とすれば、野村は、その期限切れとなってしまうその護照そのものを省都の擔當官廳に提示し、そうはならない新たな護照を再交付してもらおうとしたに相違ない²⁹。それを差し替え、あるいは更新と表現してもよいであろう。したがってこの「轉發」には、すでに發給されている護照を更新して再發給するという意味合いを含めての使用と理解すればよい。したがって私も、新疆省官文書・資2そのものには見えないが、その「轉發」の語を援用させていただくこととした。とすれば、この「轉發」に直接関わったのが、その「該當官

²⁹外務部發給の福井の護照があったからこそ、福井が當地にいなくとも發給可能だったのであろう。

廳」の榮霈という官員だったことになる。

それではこの推定を、どのように確認していけばよいのであろうか。

まず確認すべきことは、この官文書・資2の作成年月日、つまり「轉發」の日付が、(e)1908年11月21日であったことである。野村と橘が、烏魯木齊に到達したのは、この官文書・資2が作成される約1ヶ月前の1908年10月26日であった。「野村日記」によれば³⁰、

〔1908年〕十一月一日

晝食後、余等は林出賢次郎氏同道にて巡撫聯魁氏を衙門に訪ふ。不在。……次で堤學使杜彤を訪ふ。……次で按察使榮霈氏を訪ふ。洒脱の質、嘗て蘭州に在り。我が渡邊哲信、堀賢雄二氏〔1904年、新疆から蘭州を通過し西安に向かった第一次大谷隊の隊員〕を熟知すと言へり。五時歸寓すれば、王布政使答訪せられ、^{ハリコン}巴里坤の漢唐の石摺を贈らる。

とみえている。また「野村日記」には、續いて「十一月七日」にも「榮按察使より明後日招宴の案内あり」、「十一月九日」にも「午後四時榮按察使の宴に赴く。林出氏の外、知府、候補知府、王勇哲〔布政使・王樹柑の長子〕、榮縣臺〔榮霈とは別人の榮氏〕父子……」とあるように、烏魯木齊にあった野村は、彼が「按察使」と呼ぶ榮霈に何度も會っている。ただし烏魯木齊に着いた翌日から10月31日までの5日間の日記が缺けているので、この間に野村が榮霈とどのように接觸していたかは分からない。日記が書けないような事情が野村に起こっていたのであろうか。なお、ここにみえる林出賢次郎（1882～1970）とは、當時、烏魯木齊に在住し、布政使の王樹柑の信任をえて當地の法政學堂と陸軍小學堂の教習（教師）として勤務していた日本人である³¹。

しかしいずれにせよ野村が烏魯木齊に滞在していた時、榮霈という「按察使」と度重ねて交流していたことは確かである。それでは、省都の烏魯木齊にいるこの「按察使」とは、どのような官僚だったのであろうか。

『清史稿』卷91職官3によれば、それは、

提刑按察使司按察使、省各一人。正三品。……按察使掌振揚風紀、吏治澄清。所至録囚徒、辭狀、大者會藩司議、以聽于部、院。兼領闔省驛傳。……。

提刑按察使司按察使は、省に各々一人。正三品。……按察使は風紀を振揚し、吏治を

³⁰「野村日記」は、野村榮三郎「蒙古新疆旅行日記」の略稱。上原芳太郎『新西域記』下巻、有光社、1937、に収録。

³¹なお林出については、別稿（2）にも觸れたが、日野強との関係も並行的に整理した次の論考を参照。佐々（さっさ）充昭「林出賢次郎の生涯」『立命館文學』676、45～61頁。

澄清するを掌る。至る所の囚徒を録し、辭狀を勘し、大なる者は藩司(布政使)と會して議し、以て部・院に聽す。闔省(こうしょう)(全省)の驛傳を領するを兼ねる。……。

とあるように、各省に1人置かれていた地方官の「提刑按察使司按察使」の略稱である。その官廳(衙門)は、「提刑按察使司」と呼ばれ、その官の官位は「正三品」、職掌は「風紀を振揚し、吏治を澄清する」ことにあった。その職掌をより具體的にいえば、「囚徒を録し、辭狀を勘し、大きな懸案は、藩(藩)司(布政使)と協議し、部・院(中央政府の六部の1つである刑部や都察院)に報告することであった。この「提刑按察使司按察使」(提刑とは提點刑獄)には、臬(げつ)司、臬臺³²などという簡稱や別稱もあった。「臬」とは、刑法、裁判を意味することから、按察使は、省内の監察や治安や裁判を掌ること(刑名)がその最大の任務であったから、そのように認識しての呼び方なのであろう。なおそれに加えて、按察使は、「兼領闔省驛傳(全省、すなわち新疆省の驛傳を兼ねて領す)」とあるようにさらに兼ねる職掌もあったが、この職掌については、後に言及することとし、まずは榮霈の本官から確認していこう。

野村が榮霈を「按察使」と呼ぶことから、あたかも按察使が本官のようにみえてしまう。しかし、『新疆圖志』卷27(職官6、國朝職官名2、置省以後)が「鎮迪道兼按察使」として記載するように、「鎮迪道」こそが本官であり、「按察使」は、兼官なのである。そして『新疆圖志』同卷に、

光緒三十二年四月到任、宣統二年 月、調補山西河東道、三年三月御卸。

とあるように、榮霈は光緒32(1906)年4月に、新疆省の「鎮迪道兼按察使」に着任し「宣統2(1910)年 月」に山西河東道の同職へ轉勤(調補)し、宣統3(1911)年3月に退職(御卸)したことになる。したがって野村と橘が當地に到達した1908年には、『新疆圖志』がいうように「鎮迪道兼按察使」として省都の迪化(烏魯木齊)に在勤していたことは、まちがいない。つまり「鎮迪道」と「按察使」という官職は、それぞれ個別にその職責を果たしていたのではなく、本官と兼官が不可分の官職として一體化して機能していたとみなすべきであろう。そこで、その本官である「鎮迪道」の職責から確認していこう。

『新疆圖志』卷25(職官4國朝置省後文職表、清國が新疆省を設置して以後の文官職の一覽)には、その「鎮迪道」を、

分巡鎮迪糧務兵備道一員

原設、駐省。光緒十一年、兼按察使銜、兼管全新疆刑名、驛傳事務。

³²1903年、烏魯木齊に滞在した第一次隊の渡邊哲信もこの呼稱を使っている。「渡邊日記」(渡邊哲信「西域旅行日記」上原芳太郎編『新西域記』上、1937)、375頁。

というように、「分巡鎮迪糧務兵備道」という道の官員であったことを明らかにする。つまり新疆省内の「鎮迪道」という「道」の糧務兵備を掌っていた長官なのである。そして鎮迪糧務兵備道は、「原設」、つまりもとより設置されていて、その後省都に駐在することになったというから、その設置は、新疆省設置（1884）以前に遡り、その駐在の場所も省都の迪化（烏魯木齊）ではなかった期間もあったことになる³³。『新疆圖志』がこの「省後文職表」の文頭に「原設」というのはそのため、新疆省が置かれて初めて設置されたのではなく、建省以前から原^{もと}よりあった官職なのである。野村が烏魯木齊に到達したのは、建省後80餘年も経た清末のことであるから、當然、「分巡鎮迪糧務兵備道」、すなわち「鎮迪道」は省都の烏魯木齊にいた。その鎮迪道は、その治所を迪化府（烏魯木齊）に置き、迪化府1府と、哈密・吐魯番・鎮西・庫爾喀喇烏蘇の4直隸廳を管轄していた。つまり榮霈の本官は、その鎮迪道を所管とする長官だったことになる。したがってその「鎮迪道」を本官として、「按察使」を兼官したのが「鎮迪道兼按察使」なのである。

しかし「鎮迪道」が「按察使」を兼官すると、その権限は大きく変わる。したがって、兼官の「按察使」についても、詳細に明らかにしておかなければならない。榮霈は、この「按察使」を兼官することによって、新疆省の長官「巡撫」（官位は從二品。別稱は撫軍、撫臺、撫憲）のもとにあって、「布政使」（從二品。別稱は藩臺、藩司、守道）とともに、「巡撫」を補佐することになったのである。しかも、「鎮迪道」という道の官僚（道員）だけではその所管は新疆省の一部の鎮迪道だけに過ぎないものが、この「按察使」を兼ねることによってその所管は全省に及び、またその官位「正四品」も「正三品」へと昇ったのである。したがって榮霈は、この按察使の兼官によって、「正三品」の官位を持ち、新疆省全域を統括する高官に位置付けていたのである。それが重要なのである。

ところでこの新疆省の高官・榮霈が、自治區檔案館の大谷隊に関わる官文書の中に最初に登場するのは、1908年10月26日、清曆に戻せば光緒34年10月2日からである。それは、野村と橘が新疆省の阜康縣へ入出したことを當縣の知縣の徐鼎藩が榮霈に報告した「申文」のなかにみえている³⁴。その内容は、今まで知られることのなかった大谷隊の様相も垣間見せていることから、少し脇道に入ってしまうが、その全文を紹介しておこう。

資4 阜康縣の知縣・徐鼎藩が、野村榮三郎と橘瑞超の當縣への入出期日を榮霈に具申した報告書

³³『新疆圖志』卷24 職官3「國朝滿營舊官制表」の「鎮迪道屬」も参照。原設は、乾隆38（1773）年である。

³⁴ただし煩雜を避け、以後は知縣・徐鼎藩の報告として扱う。

徐鼎藩爲報野村榮三郎、橘瑞超入出阜康縣日期事給榮需的申文³⁵

1908年10月26日

爲申報事。案奉本管府札開、案奉憲臺札開、案奉撫憲聯札開、承准外務部咨開、光緒三十四年三月二十一日准日本國林使函稱、本國地理學士野村榮三郎、橘瑞超擬由京啓程游歷各處一案。除原文邀免全錄外、尾開、俟該學士等到境照約妥爲保護、仍將入境、出境日期通報查考。旋准孚遠縣童署令將該游歷護送到阜。各等因。奉准次、查該游歷于九月二十九日到卑縣城、十月初一由縣啓行西進。該游歷初到卑署、謂孚遠縣來車二輛、泥濘馬乏、遲滯中途。卑職比派車接運到城、預備館舍、致送柴薪、派役照料。該游歷不通漢語、專任通事挑唆、始則需索酒食、繼則加增一車、勒令一併供應車價。卑職告以沖途地方各國游歷甚夥、地方官只任保護之責、別特供給非奉上司公文、不敢紊亂定章。該通事多方作難、甚至毆責平民、倚勢滋事。到省時非有明白事理之日本人向其開導、將來西行難免不生事端。除拔役會營護送併通報外、理合將日本游歷野村榮三郎等入境、出境各日期申請憲臺鑑核。爲此具申、伏乞照驗施行。須至申者、右申欽命二品銜甘肅新疆鎮迪兵備道兼按察使陸軍督練處參議官兼參謀處總辦榮需。

〔阜康縣の知縣〕徐鼎藩が、野村榮三郎、橘瑞超の阜康縣への入出期日を榮需に報告した申し文

1908年10月26日

〔阜康縣の知縣の徐鼎藩が〕報告いたします（申報）こと。

本管府（迪化府）からの命令書（札）を受け取りますに（開）、『憲臺（長官、鎮迪道兼按察使の榮需）からの命令書（札）を〔本管府・迪化府が〕受けますに、その撫憲聯（新疆省の巡撫の聯）からの命令書（札）には、「外務部からの照會文（咨）を〔巡撫の聯が〕受けとるに、《光緒三十四年三月二十一日、日本國の林使（林權助公使）の書函（公信）に、日本國地理學士野村榮三郎、橘瑞超は京（北京）より出發（啓程）して各處を游歷するつもり（擬由）と申し出ている案件（案）については、その原文はすべて（全錄）を移録しないものの、その來文の末尾（尾開）には、＜該當の學士らが境域に到るのを俟って、約束（條約）に照らして適宜保護し、なお入境、出境の期日については、取り調べて報告せよ＞とありました。すぐに（旋）、孚遠縣の童（孚遠縣の知縣の童塗）の署（縣の役所）は、これに准じて、該當の游歷者を護衛（護送）して岐〔阜康縣〕へ到らしめよ』と、それぞれ〔命が〕ありました（等因）。これによって該當の游歷者〔野村と橘〕を取り調べますに（查該）、九月二十九日に我が縣城（卑縣城・阜康縣）に到着し、十月一日に出發（啓行）して西進しました。該當游歷者が初めて我が縣の役所（卑署・阜康縣の役所）にやって来て、「孚遠縣から來た車二輛はぬかるみ（泥濘）で馬が疲れはてて（馬乏）、途中で遲滯してしまっ

³⁵自治區檔案館等編 2001、200 頁。

た」と謂いました。小職（卑職、阜康縣の知縣の徐鼎藩）は、車を派遣して該當游歴者を迎えて縣城へ運ぶまでに（原文のこの「比」は、「までに」、つまり till の意味）館舎を準備（預備）して、柴薪（たきぎ）を贈り（致送）、役所が差配する使用人（役）を派遣してお世話（照料）をさせました。該當の游歴者は漢語ができませんが、専ら通譯（通事）を^{そそのか}唆して（挑唆）、始は酒食を要求し（需索）、繼いで一車を加増することを求め、車の代金とともに〔縣の役所に〕一括して支拂わせようとした（勒令一併供應車價）。小職（卑職）は、大道の通る地域は、各國の游歴者が大變多い（夥）ため（以）、地方官はただ保護するだけの責をはたしてこれ以上の特別な供給（サービス）は上司の公文（命令）であってもしたがわず、敢えて規則（定章）を紊亂させようとはしないこと〔こうした状況にあることだけ〕は、お告げしておきます。該當の通譯はあれこれ（多方）騒ぎを起こし（作難）、甚だしきは一般人（平民）を^{たの}殴り責めるに至り、勢いを倚んで事件を起こします（滋事、該當游歴者の威を借りて事を起こす）。省都（烏魯木齊）に到っても、それ〔該當通譯〕を説得できる道理の通った（明白事理）日本人となれば³⁶、これからの西行の游歴にあっては争いごと（事端）を起こさせないようにすることは、難しいでしょう。會營（兵營？）に使役する兵士を選んで護衛（護送）したことを通報するとともに、日本の游歴〔者〕野村榮三郎等の入境、出境の各々の期日をここに報告し（理合）、憲臺（長官、鎮迪道兼按察使の榮霈）さまに詳細に調べ査定されんこと（鑑核）をお願い申しあげます。このために具申致しました（爲此具申。伏してお驗（たし）かめの上、施行をお願いします。ご報告申しあげるべきお方は（須至申者）、右、欽命二品銜、甘肅・新疆鎮迪兵備道兼按察使、陸軍督練處參議官兼參謀處總辦である榮〔霈〕さまでございます。

行論の関係上、まず、官文書の原文（申文）に見える「欽命二品銜甘肅新疆鎮迪兵備道兼按察使陸軍督練處參議官兼參謀處總辦」という榮霈の官職と官位を確認しよう。これによれば、鎮迪兵備道の長官（道員）である榮霈が新疆省の按察使も兼ねていたことが、この官文書によっても確認される。ただ同時に、甘肅省の按察使も帯びていたように読み取れるが、これは先の『新疆圖志』卷27の記載と一致せず戸惑ってしまう³⁷。しかし官文書そのものであるからそのまま了解して次に進

³⁶譯文に苦慮した箇所である。廣大での院ゼミ発表時（2022.7.25）、諸先生や院生に意見を伺った箇所である。十全でないが、道理をわきまえた日本人に變わらなければという意味合いであろう。阜康縣知縣の徐鼎藩には、野村や橘は、通譯の横暴を咎めない理不盡な日本人とみえたのである。

³⁷『新疆圖志』の「新疆圖志纂校銜名」には「前新疆提法使銜鎮迪臣榮霈」とみえるが、それは『新疆圖志』の完成時の記入である。宣統3（1911）年に按察使は提法使と改稱されたため、榮霈の官名が變わったに過ぎない。この『新疆圖志』は、清・王樹相等纂修、朱玉麒等整理の西域文庫・典籍編として、2017年、索引も、「新疆全省輿地圖」も付して上海古典出版社から刊行され、活用が大變に便利となり、随分と助けられた。記して感謝する。この書の全容は、朱玉麒「整理前言」を参照。

めば³⁸、榮霈はさらに「陸軍督練處參議官兼參謀處總辦」であったことも確認できる。これら2つの軍職は、各省に置かれた督練公處のその「參議官」であり、「總辦」はその督練公處の下に置かれた參謀處の長に当たる³⁹。したがって榮霈は、2つの軍職も同時に兼ねていたことになる。これら軍職は、清國最末期に設置された「新軍」(近代陸軍)に關わるもので、榮霈は新疆省の新軍の高官も兼ねていたのである。鎮迪兼按察使には必ずしもふさわしい官職とは思えないが、清末の急變期の動向として理解すればよかろう。しかしこれによって「鎮迪道」の「正四品」の道員の榮霈は、按察使を兼ねて「正三品」、さらに新軍の官職も帯びて「欽命二品銜」にまで昇っていたことになる⁴⁰。したがって榮霈は、追加された軍職も帯び、「野村日記」にも確認される巡撫の聯魁、布政使の王樹枏とともに新疆省の政治中樞にあった新疆省の最上級の高官であったことが、再度確認できよう。省都に到達した野村が、彼らを先ず表敬訪問したのはひとえにそのためなのである(前掲「野村日記」〔1908年〕十一月一日)。

さてここに提示した官文書・資4は、阜康縣の知縣の徐鼎藩からのその榮霈への直接の報告である。阜康縣とは、當時、榮霈が所管した鎮迪道下の迪化府のその下に置かれた6縣(迪化・昌吉・阜康・綏來・孚遠)のうちの1縣である。この官文書の形態は、すでに言及したことのある隨分と煩雜な「複合文書」の形式を取る一例であるが⁴¹、全體の文意を優先させながら理解していこう⁴²。

別稿(2)に詳述したように、モンゴル域の游歴を終えた野村と橘は奇臺縣から新疆省に入り、天山山脈の北麓を西に向かい、孚遠縣、そして今觸れている阜康縣を通過して省都の烏魯木齊へと進んだ。したがってこの官文書・資4を作成した阜康縣にあっても、當縣への野村と橘の入出の期日を鎮迪道兼按察使の榮霈へと報告した。ただし、迎えの車を出し、館舎を用意し、柴薪を送り、派役の人員を使わした(住民に役を課して動員すること)したこと、さらには野村と橘が雇っていた通譯の横暴な言動や、2人がそれを論さなかったことまでがこと細かく報告されていることは、やはり留意すべきであろう。これは阜康縣への入出期日の單なる知

³⁸胡正華主編『新疆職官志(1762-1949)』1992(内部印刷)があるというが、未見である。

³⁹『清史稿』卷109 職官 新官制 督練公所。

⁴⁰まもなく觸れるように、榮霈は「欽命二品頂戴」とも記される官文書もみえる。「頂戴」とは、清國の文官がかぶる帽子であり、その頂に赤い「珠」が載せられていた。これが「二品」の官位を示す。『清史稿』卷103 輿服志2の「每具飾紅石一」に当たる。

⁴¹別稿(2)の附1

⁴²この官文書が作成されるまでの流れを次のように把握すれば分かりやすい。(1)まず新疆省の最高長官の巡撫が中央政府の外務部からの「咨」を受け、(2)その内容を迪化府(文書に見える本管府)へ「札」として伝え、(3)それを受けた迪化府はさらに鎮迪道兼按察使の榮霈へと伝え、(4)榮霈は鎮迪道管下の阜康縣へ下した。そこで(4)阜康縣の知縣の徐鼎藩は、直接の上司(「憲臺」)である鎮迪道兼按察使の榮霈へと「申文」として報告した。

縣としての事務的な報告だけではなく、先に留保しておいた「掌振揚風紀、吏治澄清。……兼領闔省驛傳」（『清史稿』巻91）、「兼管全新疆刑名、驛傳事務」（『新疆圖志』巻25）という新疆全域の刑名と驛傳を統轄する按察使としての職掌に直接関わるからである。榮霈の官位と官職を詳細に記す新疆省官文書は、この官文書・資4以外にも数多く保管されているが、その中には「欽命二品頂戴、甘肅・新疆鎮迪糧務兵備道兼按察使、管轄全省刑名驛傳事務」（1908年10月30日の孚遠縣の知縣の童淦の申文）⁴³と、兼按察使として全省の「刑名」と「〔全省の〕驛傳」の事務をしっかりと明記したのも見いだせることから、「鎮迪道兼按察使」の職掌にさらに追ってみよう。

まず「驛傳事務」である。この職掌はこの官文書・資4にも「全管轄全省……傳事務」と明示されるように全新疆省の交通システムの要である驛傳事務を統轄するものであり、護照の點檢審査だけではなく、護衛、保護、館舎や車の手配など外國の游歴者にもそのすべてが関わるものであった。これは先に挙げた文獻資料が明記した「掌……兼領闔省驛傳」（『清史稿』巻91）、「兼管全新疆……驛傳事務」（『新疆圖志』巻25）という新疆全域の驛傳の統轄とよく對應しよう。これは新疆鎮迪糧務兵備道の道員という新疆省の鎮迪道の官職では及びえない権限であり、新疆省の按察使を兼ねることによって加わった新疆省の全域を対象とする職掌である。つまり按察使の職掌とその権限は、「鎮迪道」の長官よりもはるかに大きく、これこそが野村が榮霈を「按察使」だけで呼んだ理由であろう。しかもこの按察使は、各省に1人だけ、省都だけにしか配屬されない地方官であるから、新疆省にあっては野村が今到達している烏魯木齊だけにしかいない官人である。游歴の途上にあつて自身と福井瑞華の護照を更新しなければならないことになった野村にとっては、實に幸運であつたといえるであろう。ただし「按察使」の職責としては、護照の發給といった一つ一つの事務の詳細までは明記はしないであろうから、この「驛傳事務」のなかに旅游に關係する護照の「轉給」や更新という業務も含まれていた、そのように推察する他はない。これは中央官廳の外務部にあつても護照の發給が個別の職掌として明記されず、「游歴」のなかに一括されていたことを念頭に置いての理解である⁴⁴。

續いて「按察使」の本務である「刑名事務」についても、確認しておこう。按察使本來の専務であるこの職掌は、野村と橘には無縁のはずである。しかし、2人が専任通譯の言動を糺さなかったとして榮霈へ告發されてしまったのは、榮霈が帶びた按察使のこの職掌に関わるからであろう。野村や橘が、漢語が分からなかつ

⁴³自治區檔案館等編 2001、201頁。

⁴⁴別稿(1) 參照。

たとはされているものの、阜康縣の知縣の徐鼎藩の報告の文面は厳しく、全新疆の刑名を擔當する榮霈の職責を強く意識して訴えたことは明らかであろう⁴⁵。この通譯の件は、2人は烏魯木齊で榮霈から事情を聞かれたはずだと想定されるが、編集され活字化されている「野村日記」にはまったく見えていない⁴⁶。こうした大谷隊の様相は、當事者の記録にはみえず、従來は知られたことすらもないことである。新疆省の官文書の記載によれば、こうした「按察使」への訴えは、この阜康縣の一例だけに限られたものではなく、野村と橘が通過していく新疆省各域の諸報告にあっても散見する。それは、第二次隊の現實の一面も垣間見せているのであろう。したがって、20世紀初頭、取り分けて日露戦争後(1905)からの日本國民のアジアに対する意識、そのなかにあった佛僧のあり方、あるいはそれに對する新疆の諸官吏の對應も含めて多面的な視點からの整理も必要だと思われる。いずれにせよ大谷隊の研究者は、こうした大谷隊の現地でのトラブルも避けることなく意識しなくてはならない諸資料に、遭遇したといえよう。

さてこのように按察使の多面的な職掌も確認しながら、改めて野村と福井の新たな護照に立ち返ると、彼らの新たな護照は、自治區檔案館の文書タイトルが言うように榮霈が「轉發」したと集約してよい。とすれば、榮霈を長とする「該當官廳」とは、「按察使司」となる。自治區檔案館によれば、野村と福井の「轉發護照」の發給は、1908年11月21日、すなわち光緒34年10月28日であった(資2)。しかしこの時、野村はすでに烏魯木齊を出立して、吐魯番の「雅爾堡」(ヤール・ホト)、すなわち「交河故城」で調査を行っていた。したがってその護照を、すでに烏魯木齊を出立してしまった野村に届けようとすれば、驛傳などの交通システムにたよらなければならないが、新疆全域の驛傳を統轄していた榮霈の兼按察使の職掌に照らせばそれは容易に可能であったろう⁴⁷。あるいはまだ烏魯木齊に留まっていた橘に依頼することも可能であったかも知れないが、それを語る資料は、現時點では未確認である。

⁴⁵ズーム形式のゼミにおいてこの資4を取り上げた際、北京の若い研究者から「筆談」という方法がなぜ機能しなかったのかという質問を受けた。記録が残されていない以上不明とするしかないが、こうした現場における現實のやりとりの中では筆談は難しく(例えば對話者の漢語能力など)、結果的にはこうした様相に至ってしまったとみなすしかならぬ。しかし漢字文化圏における「筆談」という特異なコミュニケーションのあり方は、興味深い。たとえば、別稿(2)に觸れた日本公使館に逃れた際の梁啓超と林巖助の筆談そのものは、記録として残っており、影像資料も公開されている。

⁴⁶加えて烏魯木齊到着直後の日記が、なぜか無記載である。氣にかかるが、その理由は解らない。

⁴⁷「野村日記」によれば、ちょうどこの1908年11月21日に發電して、烏魯木齊にいる橘に吐魯番に来るように促し、12月2日、橘は吐魯番に着いている。とすれば「按察使司」は、橘に護照を託して野村に届けた可能性も捨てきれないが、橘の到着に先立つ11月23日、野村を「土耳其(トルコ人)官吏一人、同商人」が訪ね、また翌23日には「昨來の土耳其富商は軍票を持ちて來る」とあって「軍票」を届けている。この「軍票」とは何か、また届けられたのはそれだけであったのかなど、關心を持つべきことは残されている。

なお、中央の外務部でなくとも地方官廳にあって護照の發給を行ったこうした事例は、第二次大谷隊以外にあって確認できる。それは、第一次隊の渡邊哲信が、新疆省から河西を通過して甘肅省の蘭州に到った時、その甘肅省の省都の蘭州で「總督衙門」に新たな護照を申請し、それが翌日に發給されたのがその例である⁴⁸。これも渡邊本人が游歴の途上に申請し、該地域の地方官の總督衙門が發給したもので、總督によるものとして参考となろう。なお渡邊のこの新たな護照とは蘭州から西安に至り、漢口を経て上海に抜けるルートを許可したものである。また「翌日」とある發給日は、1904年1月15日（光緒29年11月28日）のことである。

六、護照の轉發と按察使と新疆省巡撫との關係

ところ今述べた第一次隊の渡邊のいう蘭州の省都にいる「總督」とは、正しくは陝甘總督であり、1904年當時は、陝西省と甘肅省を管轄域とし、巡撫のことも兼ねていた⁴⁹。巡撫がほぼ一省を管轄したのに對し、總督は複数の省の軍民兩政を管轄する巡撫よりもハイクラス地方高官であったが、こうした巡撫の兼官の實態から推せば總督と巡撫の職掌も對應關係にあるとみなしてよく、護照發給に關するその職掌も類似のなかにあったと想定されよう。その巡撫が護照に關わった事例は、次の新疆省官文書よって窺うことができよう。

資5 1908年11月1日、鎮迪道兼按察使の榮需が野村榮三郎等の護照を取り調べるために巡撫の聯魁に提出した伺い書

榮需爲查驗野村榮三郎等護照事給聯魁的詳文⁵⁰

1908年11月1日

爲詳請事、光緒三十四年十月二十八日案准大日本國地理學士野村榮三郎即執持云云外務部查銷。等因。除繕就護照二紙交給執持、并飾經過沿途地方官于該學士野村榮三郎、福井瑞華到境時、立即查驗放行、照約妥爲保護外、理合具文詳請憲臺鑑核俯賜轉咨、實爲公便。爲此具呈、伏乞照詳施行。須至詳者、詳撫憲。

榮需が野村榮三郎等の護照を查驗するために聯魁へ提出した伺い書（詳文）

1908年11月1日

詳しくお伺い申し上げますこと。光緒三十四年十月二十八日（1908年11月21日）、大日本國地理學士野村榮三郎が執持し云云の外務部查銷（外務部が期限切れとして

⁴⁸「渡邊日記」の1904年1月14日と15日。渡邊に關しては、拙著『忘れられた明治の探險家 渡邊哲信』中央公論社、1992、を參照。

⁴⁹劉子揚『清代地方官制考』紫禁城出版社、1988、64～65頁。『清史稿』卷106 職官總督の條。

⁵⁰自治區檔案館等編 2001、202～203頁。

取り消す護照?)に付いて(案准)のこと(等因)。「野村と福井の」護照二紙をただちに作成し(繕就)交付して(交給)執持させ、あわせて(并)通過ルートの方官に、該當の學士・野村榮三郎と福井瑞華が境域に至った時、ただちに(立即)「護照を」取り調べて(査驗)通過させ(放行)、條約に照らして(照約)周到に(妥爲)保護するとともに、まさしく(理合)具文して詳しく長官(憲臺)のお取り調べ(鑑核)を謹んでお願いし(俯賜)⁵¹、「長官」の指示(轉咨)をいただくべき(實爲公便)である。このため上申(具呈)して、伏して詳細にお調べ(照詳)施行をお願い申し上げます。お伺い申すべき者(須至詳者、すなわち按察使の榮霈)が、長官(撫憲、すなわち巡撫・聯魁)へ詳細に申し上げます。

この資料は、鎮迪道兼按察使の榮霈が、野村が更新を求めた野村榮三郎と福井瑞華の外務部發給の護照について、「撫憲」すなわち新疆省の最高官である巡撫の聯魁に、お伺いを立てた官文書である。この官文書は、「撫憲」(巡撫)と「憲臺」(按察使)と「地方官」を峻別し、それぞれの統屬關係を承知しなければ読み解けない。その日付は「光緒三十四年十月二十八日」(1908年11月21日)であるから、先に述べたように榮霈が野村榮三郎と福井瑞華の護照を轉發した當日となる。もし野村が、11月21日に護照の更新を榮霈に申請し、榮霈がただちに巡撫の聯魁にお伺いを立て、聯魁が即日その護照の更新を了承すれば、資2とぴったりと一致して矛盾が起らない。ただし、自治區檔案館のいう冒頭部の資5の日付の「1908年11月1日」が正しいとすれば、「光緒十四年十月二十八日(1908年11月21日)」に、野村がまだ提出していない護照、すなわち「大日本國地理學士野村榮三郎即執持云云外務部查銷」を、榮霈が「案准」することはできないから矛盾が生じる。もし「11月1日」が「11月21日」であればそうした矛盾は起らないが、これは新疆省官文書そのものによってそれを確認しなければならない。しかし先に述べたような事情で、現時点にあってはかなわない。しかしここにあるのは、自治區檔案館のいう日付の矛盾をとりあえず除外してでも注目したいのは、鎮迪道兼按察使の榮霈が按察使の職掌として護照の轉發、すなわち再交付を行うことを、榮霈が單獨で行ったのではなく巡撫の聯魁の指示を仰いで行ったことなのである。それは先に觸れた第一次隊の渡邊が、甘肅巡撫を兼ねていた總督に即座に新たに護

⁵¹ここにいう長官(憲臺)とは、新疆省の按察使である。自治區檔案館が公にした大谷隊に係わる官文書の中にも、知縣などの新疆省各域の方官が按察使に報告した諸例は少なくないが、その上行文書そのものに「俯賜」(伏して賜りたい)という用語を使用し文末を結んだものはみられない。こうした清末の用例を嚴密に理解するためには、時代を遡って山本孝子の一連の書儀研究なども参照すべきであろう。同『P.3864「(擬)刺史書儀」、「吊儀」小考——書儀の成立過程の解明を目指して』『敦煌寫本研究年報』16、2022。同『唐五代期の私信冒頭に見える「某啓」について』『敦煌寫本研究年報』12、2018。同『唐五代期の私信冒頭に見える「某啓」について』『敦煌寫本研究年報』12、2018。

照を發給してもらったことと矛盾しないであろう。問題を残しながらも、1つの可能性として提案をしておく。

七、野村榮三郎と福井瑞華の探検調査計畫の消滅とヘディンの來日と暗號電

しかし、1908年11月21日、榮霈が「轉發」したこの野村と福井の護照は、しばしばいうように實際に使用されることはなかった。「1909年の野村と福井の内陸アジア・河西域の調査」は、中止されたからである。せっかく護照を更新しながら、なぜこのような事態になってしまったのか、その理由を問わなければならない。まずはいつの時點で野村と福井の計畫が中止となったのか、その時から明らかにしていこう。

烏魯木齊から吐魯番へ先發して調査活動を行っていた野村に、橘が合流したのは、1908年12月2日であった。そして、12月9日、「朝、京都よりの着電」があり、12月11日、「朝、橘氏は、京都へ返電のため吐魯番〔の電報局〕に赴」という記述が、「野村日記」に明確にみえている。この期にあって京都からの吐魯番への電報といえば、金子民雄が、1968（昭和43）年、橘瑞超からの直接の聞き取りを公にした「いわゆる暗號電」以外は思い浮かばない。しかも光瑞が橘へ發信したその暗號電は、聞き取った金子の整理だけに終わっていたのではなく、その聞き取りの10日後、電文原文とその解讀文も併記した10月31日付けの橘私信が金子宛に送られていた。この暗號電の話は、橘の樓蘭調査と「いわゆる李柏文書」の發見と関わって極めて著名となったことから改めて繰り返す必要はなかろうが、ここでは、2014年、金子が過去の経緯も回顧した論考のなかで初めて公にした橘私信そのものによって、より精度を高めて觸れていこう⁵²。その移録文は次のとおりである。なお解讀文に〔 〕で示した數字は、筆者の挿入であり、橘私信の原文にあったものではない。

① 京都からの電報（トロファン宛）要點

Kyoto 13 / 12 …12月13日（1908）と思われる。

Tachibana japanese; Tooloofan:

2588 ninety 2590 fortyone kiminowooshasu
東經 90度 北緯 41度 キミノウワサス
toziniwa 165 sekiharitosu sousakuseyo

⁵²金子民雄「第二次大谷探検隊・橘瑞超の樓蘭調査とその波紋」及び巻頭圖版2、白須編2014。

トウザイニハ [165] セキヒアリトス ソウサクセヨ

kane wokuru tukumadesonochi

カネオクル ツクマデソノチ

hankkutsuseyo 260 noayamari.

ハックツセヨ [260] ノアヤマリ

この橘の文面によれば、京都發電は、1908年12月13日と確認される。しかしその後付された「と思われる」という追記のあることはやはり氣にかかる。12月13日は確定ではない、記憶に曖昧さが残るといふ意味あいなのであろうか。とすれば「野村日記」のいうその4日前の12月9日、「朝、京都よりの着電」という記録も捨て切れないことになろう。この「12月9日」は、「野村日記」の日付にズレが生じてしまう以前のことであり（附1）、正確とみなしてよい。しかもこの12月9日の前後には、これ以外、京都からの電報の記録がなく、「野村日記」の12月9日も京都からの着電の有力候補に加えてもよかろう。また新たな送金に関わる電報が行き交うのもこの頃である。「カネオクル」という文面が明示するように、樓蘭調査のための追加の送金であることは、いうまでもない。

この京都からの電報のその内容と着電までの経緯は、すでに金子が検討したように、來日し光瑞の招聘を受けて西本願寺に寺賓として宿泊したヘディンが、自らが見いだしたタクラマカン砂漠の寶島・樓蘭の位置を、直接しかもピンポイントで光瑞に教えたものであった⁵³。それは、目印の一切ない廣大な砂漠のなかで迷うことなく確實に到達できる緯度・經度による示唆である。光瑞はその情報によって、すでに吐魯番に到着している第二次隊に發電し、その地點を「ソウサクセヨ」と暗號コードを交えた電文で指示したのである。未解讀の數字コードもいくつかまだ残ってはいるが、1968（昭和43）年當時の橘の記憶からはすでに消滅し、西本願寺のコードも公開されていないからその範囲内で考えていくしかない。したがってその光瑞からの電報を1908年12月9日ないしは12月13日と理解し、まさしくそのころ、「1909年の野村と福井の内陸アジア・河西域の調査」が、急遽中止されたのだと私は推察する。突然の光瑞電によって入り込んだ樓蘭行が、野村と橘の第二次隊の調査豫定を大きく引き延ばしてしまうことは間違いないからである。それだけでなくとも遅延している第二次隊の豫定をさらに遅らせることを確實にしたのである。先に述べた來年度から使用する野村と福井の新たな轉發護照の再交付は、1908年11月21日であったから、光瑞の樓蘭行への指示は、その後20日前後の後であったことになる。したがって、たとえ新たな護照の更新を受けてい

⁵³金子民雄「第二次探檢隊・橘瑞超の樓蘭調査とその波紋」白須編 2014、196～197頁。

たとしても、野村が福井とともにインドを發つて清國に再入國し、調査活動を開始することはもはや時間的に不可能となったのである。つまりヘディンの西本願寺の訪問と樓蘭調査の連動は、それだけに限られたのではなく、すでに更新して準備した「1909年の野村と福井の内陸アジア・河西域の調査」も中止に追い込んでしまったのである。自治區檔案館のこの一官文書・資2は、從來まったく知られることのなかったこの調査計畫の存在だけでなく、それが中止に追い込まれたことまで示唆を與えたことになろう。

いずれにせよその樓蘭行は、野村と分かれた橘が擔當し、その橘が「いわゆる李伯文書」を見いだすことになった。その西域長史李柏と明記された4世紀の漢文官文書が、中國正史の一つ『晋書』が記載する西域長史の李柏とぴったりと一致するまさしく希有の歴史的資料であり、東西世界の研究者たちの關心を引き付けたことは、改めて繰り返す必要はなかろう。なお橘が野村と分かれてコルラから樓蘭に向かったのは、「野村日記」によれば、1909年2月21日であった。それに従う見解もあるが⁵⁴、私見では、その翌日の同年2月22日のコルラからである。附1に述べるように、この箇所は、「野村日記」の1日のズレを訂正しなくてはならない箇所に当たる。

さてこのように整理を進めてくると、「1909年の野村と福井の内陸アジア・河西域の調査計畫」と、本稿の文頭に提示した1910年1月末に最終的に中止と決定した「實施されなかった野村單獨の内陸アジア・河西域の調査計畫」、すなわち「幻に終わってしまった野村單獨の第三次隊」との相關がより明確化されたことになる。その雙方のルートがほぼ同じで、その實施しようとした年次がわずかに1年の差しかなかったことは、中止した「1909年の野村と福井の内陸アジア・河西域の調査計畫」を、野村單獨の「1910年の内陸アジア・河西域の調査計畫」として1年順延としようとしたことが改めて確認されよう。

したがって一連の経緯を整理し、續く附1の整理結果（「野村日記」の日付のズレ）も先に加えながら、煩雜な本稿の纏めとしておこう。

⁵⁴したがって、「1909年の2月28日まではおそらくは誤りはない」という當時の見解には、従わない。片山章雄「大谷探検隊第2次隊員橘瑞超の西域南道調査」日中共同ニヤ遺跡學術調査隊『日中中日共同尼雅遺跡學術調査報告』三、2007、224頁。

八、ヘディンの來日、樓蘭行がもたらした連鎖とその波紋

1908年

- 4月25日 清國の中央官廳の外務部（在北京）、野村榮三郎と橘瑞超の護照を發給。
- 6月16日 野村と橘、モンゴル域、新疆省の調査へ向かう。この隊の出發までに光瑞は、1909年の野村榮三郎と福井瑞華による内陸アジア・河西域への調査計畫を立案。したがって野村は、北京出發時には、來年1909年から必要となる外交部發給の野村と福井の2つの護照も併せて持参。
- 10月7日 野村と橘、モンゴル域の調査を終えて新疆省の奇臺縣へ到達。
- 10月26日 野村と橘、天山北路を西に進んで新疆省の省都・烏魯木齊に到達。この烏魯木齊滞在中に1909年の野村と福井による内陸アジア・河西域の調査の護照の更新を、新疆省の鎮迪道按察使・榮霈に申請。
- 11月10日 野村、烏魯木齊を發ち吐魯番へ先發。
- 11月15日 野村、吐魯番着。
- 11月21日 鎮迪道兼按察使・榮霈、野村と福井の更新護照を轉發。
- 12月2日 橘、吐魯番着。
- 12月2～3日 來日していたスヴェン・ヘディンが西本願寺を訪問、光瑞に樓蘭の位置を經緯度で示唆。
- 12月9日ある
いは12月13日 光瑞は暗號電によって調査活動中の第二次隊に打電、橘に樓蘭行を指示。この時點で、1909年の野村と福井による内陸アジア・河西域への調査計畫は、中止と決定。樓蘭行の追加によってインド到着が大幅に遅れ、更新した護照によっても調査が不可能となったため、翌1910年に順延したと推定可能。

1909年

- 1月1日 「野村日記」に1日のズレが発生（「附1」に述べるように「野村日記」の日付に+1日で調整可。なお以下の日付は、1日を加算して調整したもの）
- 2月15日 野村と橘、庫爾勒^{コルラ}で再び合流。この間、野村は、光瑞からの樓蘭調査追加送金を受け取るため、烏魯木齊に引き返していた。
- 2月22日 橘はコルラで野村と分かれて樓蘭へ。野村は護照のルートに沿って天山南麓路に沿って喀什噶爾^{カシュガル}へ。なお、橘の樓蘭調査については、別稿(4)を用意。
- 4月5日 「野村日記」(4月3日)によって、清曆との2日のズレ(不足)を確認。この時、野村はクムトラに滞在中。この頃は、「野村日記」に1～2日のズレが錯綜していたと推定されるが、1日のズレがさらにもう1日のズレとなった、つまり2日のズレになった日は、現時點では正確は期しがたい。
- 6月10日 野村、喀什噶爾、着。
- 7月8日 樓蘭調査を終えた橘は、喀什噶爾で野村と合流。
- 9月25日 野村と橘は、喀什噶爾を出發（「野村日記」は、9月23日）。別稿(4)参照。

- 10月4日 野村と橘は、^{ヤルカンド}莎車を経て葉城縣に到達。別稿(4)を参照。
- 10月5日 野村と橘は、葉城縣を發って護照の記す最終地點の「可口牙」を通過し、清國境(英領インドと清國新疆省の境界)のカラコルム・パスへ向かう。別稿(4)を参照。
- 11月初旬 野村と橘は、光瑞のインド隊と合流。
- 12月7日 光瑞は、野村を再び起用して、英領インドから内陸アジア・河西域へ向かう「新たな調査隊」を計畫。在カルカッタ總領事代理・平田知生を通して英國インド政廳に申請。これは、中止した「野村榮三郎と福井瑞華の内陸アジア・河西域の調査計畫(1909~1910)」を復活しようとしたもの。
- 1910年**
- 1月29日 インド政廳は、その申請を却下。これがインドを起點とする「幻に終わってしまった野村單獨の第三次隊」。野村は歸國。光瑞と橘は、ロンドンへ。
- 8月16日 橘は、ロンドンを出發。英國人ホップスを同行する大谷隊としては異例の隊を編成。これが今日「第三次大谷隊」と呼ばれるもの。

おわりに

以上によって清國新疆省の檔案(官文書)にみえる野村と福井の「轉發護照」(資2)に基づく「野村榮三郎と福井瑞華の内陸アジア・河西域の調査計畫」の整理を終える。野村が、せつかく更新した2人の「轉發護照」が不要となった最大の理由は、光瑞が第二次隊の計畫を變更し、橘を樓蘭に向かわせたからであった。それは、西本願寺を訪問したスヴェン・ヘディンが光瑞に樓蘭の位置を経緯度で教えたことに始まるが、その2人の結び付きは、西洋と東洋の探検家の個人的な友情という平易なありようだけに歸されるものではなく、かつて論集『大谷光瑞とヘディン』(2014)によって提案したように、日露戦争後、複雑に推移しながら第一次世界大戦へと集約されていく國際政治社會の動向に照らしてこそよく理解できるものであった。したがって、すでに語り盡くされた感もある橘瑞超の樓蘭調査と「いわゆる李柏文書」の発見についても、本稿に活用した自治區檔案館の檔案(官文書)や、幸いにも、近年、まったく新たに見出された橘が光瑞に宛てた報告書(轉記)⁵⁵も参照しながら、改めて再整理を試みたい。この橘の報告書は、「いわゆる李柏文書」の発見後、内陸アジアの喀什噶爾から最初の報告で、内藤湖南の舊藏資料の中からの出現であるという。この再整理は、清國の檔案名資料を活用

⁵⁵高田時雄「《新疆大發掘(第三回報告)》與内藤湖南」榮新江・朱玉麒主編『絲綢之路新探索』鳳凰出版社、南京、2019。

した一連の報告の總括として、別稿（4）とする。

附1 「野村日記」の日付のズレについて

「野村日記」の日付にズレが生じていたことは、上原芳太郎が『新西域記』下（1937、有光社）に収録したその日記の最末日に、

〔明治 42（1909）年〕十一月十三日 快晴
……余等兩人（野村榮三郎と橘瑞超）の日記は二ヶ日短縮せることを確認せり。依つて日記の日を以てせば十一日なれど、本日より改めて十三日と爲す。

と記しているから、出版當初の1937（昭和12）年の時点から知られていた。つまり第二次大谷隊の「野村日記」と「橘日記」（ただし『新西域記』には未収録⁵⁶）の雙方の日付は、「二ヶ日」、すなわち2日ほど少なく記してしまったから、日記のそれぞれの日付にその2日を加算しなければ正しい日付とはならないという意味である。ただし「野村日記」のすべての日付を訂正することはせず、最後の「〔明治42年十一月〕十一日」だけを「十三日」と訂正した日付で示すのだという。

ただし野村は、その2日のズレがいつから生じてしまったのか、その最も肝要なことを明記しなかった。そのため私は、「野村日記」などは「何年何月何日という事件を扱わない本著には大きな支障を生じない」として、諸論を収録した拙著にあっても「野村日記」の日付については、ルースな扱いをしてきた⁵⁷。しかし、清暦で正確に記された自治區檔案館の大谷隊關係官文書を読み進める過程にそれを反省し、「野村日記」の日付について、改めてここに検討を試みることにした。かつて、第二次大谷隊の橘瑞超の樓蘭調査に関わって、この「野村日記」の日付のズレについても言及があったが、その見解には、そのまま従うことはできない⁵⁸。というのも、自治區檔案館の官文書に言及しながらも、該當官文書そのものを丁寧に読み解いて検討する最も基本的な作業を回避しているからである。したがってここでは、難解であっても該當官文書を解析し、「野村日記」との相關を求めていく作業を行う。その結果浮上したのは、野村自身が2日のズレがあるとはいう

⁵⁶ 橘の日記が『新西域記』に未収録となったのは、編者の上原芳太郎がいうように「氏〔橘〕の自坊焼失の際、概ね散亂し、氏より得る何物も無」かったからである。同書下巻、723頁。

⁵⁷ 白須2012（xxvii頁、凡例10）など。

⁵⁸ 2007年のこの見解は、行論の過程に明らかになるように「1909年の2月29日まではおそらく誤りはない」としているが、そうではなく、「野村日記」が清暦と對應して正確であったのは、1908年の12月31日までである。そしてその後、清暦と1日のズレを生じていたのであるから、第二次隊では重要な日となるコルラでの分隊の日も、「野村日記」のいう2月21日に1日を加算した「1909年の2月22日」が現實の日となる。なお野村が、明治暦にはない2月29日を追加するのは、その後のことなのである。片山章雄「大谷探檢隊第2次隊員橘瑞超の西域南道踏査」、日中共同ニヤ遺跡學術調査隊編2007、224～226頁。

ものの、それは、1日のズレ、そしてもう1日のズレを生じて最終的に2日のズレ(不足)となってしまうようで、「野村日記」の日付を一律に2日短縮すればすぐにも解決するという単純なものではなかった。附編であるから本文との関連の範囲に留めることになるが〈カシュガルまで。それ以降及び橘の樓蘭行は、別稿(4)〉、日記の日付のズレは、単純ではなく意外にも難しい問題であった。ここに示すのは、いくつかの課題を残したままの模索中の一見解に過ぎない⁵⁹。

(1) 「野村日記」の日付の1日のズレ

野村と橘が、その調査活動中の新疆省の吐魯番で、樓蘭調査を指示する光瑞電を受け取ったことは、本文に觸れた。この時、野村は、「[明治41(1908)年]十二月三十一日……余は京都よりの送金を受けんが爲め烏城(烏魯木齊)に赴く」とその日記に明記したように、樓蘭調査の追加の送金を受け取るために吐魯番から烏魯木齊に引き返した。それに關わる詳細な情報が、自治區檔案館の官文書には、いくつか確認できる。その1つを取り上げてみよう。なお資料番號は、本文との連番とする。

資6 曾炳潢が、野村榮三郎と橘瑞超が吐魯番に入出した期日を新疆省の巡撫の聯魁と鎮迪道兼按察使の榮霈に報告した申文

曾炳潢爲報野村榮三郎、橘瑞超入出吐魯番日期事給聯魁、榮霈的申文⁶⁰

1909年1月2日

爲申報事。竊廳于本年十月十二日奉兼臬司憲臺札飾、案據奇臺縣知縣楊令方熾電稟、云云。此札。于十月十二日案奉憲臺兼臬司札飾、案奉憲臺撫憲抄由批、據奇臺縣電稟云云報查、此札、等因奉此、查該日本的地理學士野村榮三郎、橘瑞超于十月二十二日先後抵吐、旋往二、三堡、木頭溝、雅爾湖等處游歷、開挖古跡。十二月初旬野村榮三郎來署面稱有事赴省、事竣仍行回吐。等語。于本月初九日由吐起程赴省。除廳飭差會營撥派兵勇護送並移知迪化縣保護外、所有該遊歷野村榮三郎入境、出境日期理合具文申報憲臺電鑑查考。除通報外、爲此具申、伏乞照驗施行。須至申者、右申撫憲聯[魁]、臬憲榮[霈]。

1909年1月2日

[吐魯番直隸廳同知の曾炳潢が⁶¹] ご報告申し上げますこと。竊に[吐魯番]廳は、本年(光緒34年)10月12日(1908年11月5日)の兼臬司憲臺(按察使を兼官する長官⁶²)

⁵⁹残した課題は、別稿(4)に言及の豫定。

⁶⁰自治區檔案館等編2001、206頁。

⁶¹吐魯番直隸廳は、省に直屬。同知の曾炳潢が在任していたことは、光緒33(1907)年の就蒙養學堂の改設、宣統元(1909)年の官立兩等小學堂の建設などによって確認できる。『新疆圖志』卷39・學校2。

⁶²臬司が按察使の役所、憲臺がその長官であることは、本文参照。

のご命令(札飾)、〔すなわち〕奇臺縣の知縣の楊令方熾(楊知縣・方熾⁶³)の電報による報告「云々、此札⁶⁴」を案じ、該當の日本の地理學士野村榮三郎、橘瑞超を取り調べましたところ、10月22日前後して吐(吐魯番)に抵(いた)り、二堡、三堡、木頭溝、雅爾湖等の處を游歴して、古跡を發掘しておりました。12月の初旬に野村榮三郎が吐魯番廳に來署して、「所用があつて省(烏魯木齊)に赴き、所用が竣^おわれれば直ぐにも吐(吐魯番)にもど^{もど}回^{もど}る」と直接申し(面稱)⁶⁵、本月の初九日に吐(吐魯番)を發つて省に赴きました。〔吐魯番〕廳は會營に勇兵(官廳が召募している兵隊・民兵のことか?)を派遣させて護衛を命じ、迪化縣にも保護方を通知(移)するとともに、上述(所有)の該當游歴者・野村榮三郎の入境と出境の期日を文面(具文)にて申し述べて、長官が〔この〕電信を監査されんことを(理合)お願い申し上げます。この具申、伏して照らし合わせてお驗^{しら}べいただきますことを(照驗施行)をお願いいたします。

ご報告すべきお方(須至申者、つまり宛先)、右、撫憲(巡撫)の聯魁さま、臬憲(按察使)の榮需さまに、申し上げます。

これは、吐魯番直隸廳の長官(同知)の曾炳潢が、1909年1月2日(光緒34年12月11日)に、新疆の省都にいる撫憲(巡撫)の聯魁と、臬憲(按察使)の榮需に報告した官文書である。吐魯番地域で調査を行っていた野村榮三郎が、〔光緒34年〕12月初旬に吐魯番直隸廳に來署し、所用があつて新疆省の省都・烏魯木齊に引き返し用事が竣(お)われれば吐魯番に回(もど)るといって、本月の初9日に吐魯番から出發したことを、電信で報告したその記録である。なお冒頭の「1909年1月2日」とは、自治區檔案館がその官文書の作成年月日を西曆に換算したもので、原官文書は、當然清曆で記載されていたはずである。せつかくの原資料の公開であるから、清曆のままに移録していただきたかった。この日付の本來の位置は文書末と推察されるが、それも正確にはわからない。

さて問題とするアンダーラインを付した清曆の「〔光緒34〕本月〔十二月〕初九日」とは、西曆の1908年12月31日に換算されるから、「余は京都よりの送金(樓蘭調査のため追加送金)を受けんが爲め烏城に赴」いたという「野村日記」の明治曆(西曆)の記載、「〔明治41(1908)年〕十二月三十一日」とぴったりと一致している。

なお「野村日記」自體の最初の日付(張家口發)は、その日記の冒頭に、

明治四十一年六月廿五日(清光緒三十四年五月廿七日)

とあるように、明治曆(西曆)の清曆への換算もズレはなく、正確に書き出されて

⁶³この「令」は、「知縣」のことを古の縣令に當てて、古式で呼んだのかもしれない。

⁶⁴「此札」は、命令文(下行文)を結ぶ定型句であるから、兼臬司憲臺の札飾(命令)の文末である。

⁶⁵「等語」は、野村の面稱の末尾の句。

いる。したがって「野村日記」の日付は、その書き出し日付の明治41年6月25日（清暦の光緒34年5月27日）から、少なくともこの明治41年12月31日（清暦の光緒34年10月9日）まで、は、清暦とまったくズレることなく正確に記載されていたとみなしてよい⁶⁶。

しかし次に示す自治區檔案館の官文書よれば、「野村日記」と清暦との間にズレが生じていたことが確認される。それは、自治區檔案館が次のようなタイトルで移録した官文書である。

資7 曾炳潢が野村榮三郎と橘瑞超の吐魯番入出の期日を撫憲と臬憲に報告した申文
曾炳潢爲報野村榮三郎、橘瑞超入出吐魯番日期事給王樹枏の申文⁶⁷

1909年2月6日

爲申報事。光緒三十四年十一月二十二日大日本地理學士野村榮三郎、橘瑞超等先後抵吐遊歷。橘瑞超一員前徑赴焉耆遊歷、竝將出境。入境日期通報竝營會護送移知前途在案。查該學士之同行野村榮三郎于正月十四日由省抵吐來署面敘、住宿一日、意十六日啟程赴焉耆遊歷。不暇久談、乞煩移知前途照料、□爲致候憲安。等因。准此、查該游歷于正月十六日由吐起程赴焉、除由廳飭差竝會同營勇妥爲護送移知前途外、理合將出境、入境日期備文申報憲臺電鑑查考。除通報外、爲此具申、伏乞照驗施行。須至申者、申撫、臬憲。

1909年2月6日

〔吐魯番直隸廳同知の曾炳潢が〕ご報告申し上げますこと。光緒34年11月22日、大日本地理學士野村榮三郎と橘瑞超等は先後して吐（吐魯番）の遊歷に抵り、橘瑞超1人だけが前に直接（徑）焉耆への游歷に赴き、まもなく（將）出境します。入境の期日の通報、あわせて營會の護送（資6の勇兵）と、行き先（前途の焉耆のこと）には「移」（官文書）によって通知してあります（在案）。該當の學士の同行者・野村榮三郎を調べますに（查）、正月14日に省（烏魯木齊）より吐（吐魯番）に抵り來署して直接述べますに、「1日〔吐魯番〕に宿泊して、16日に焉耆への遊歷に赴くつもりです（啓程）。詳しく申し上げる時間はありませんが（不暇久談）、行き先（焉耆）にお知らせいただき（移）、お世話方（照料）をご依頼申し上げます。□のために御大官（憲）さまのご高配をお待ち申し上げます（□爲致候憲安）」とのことでした（等因）。これによって（准此）、該當の游歷（野村）は、正月16日に吐（吐魯番）を出發して焉（焉耆）に赴きます。廳（吐魯番直隸廳）は、直接差配する（飭差）とともに、營勇と合同して手拔かりなく（妥爲）護衛し、前途（焉耆）へ「移」して知らせるとともに、出境と入境の期日を文書を以て（備文）報告いたします。長官（憲臺）

⁶⁶外にも、新疆檔案館の官文書數例を見出せるが、ここでは省略。

⁶⁷自治區檔案館等編 2001、210頁。

さまが〔この〕電信を監査されることを（理合）お願い申し上げます。通報して具に申しあげ、これによって、伏してお験べの上、施行をお願いいたします。報告すべきお方（須至申者）、撫憲（巡撫・聯魁）、臬憲（按察使・榮霈）さまに、申し上げます。

これは、吐魯番直隸廳の同知（長官）の曾炳潢が、野村榮三郎、橘瑞超の吐魯番への入出期日に關わって新疆省の撫憲（巡撫）、臬憲（按察使）に差し出した申文である。烏魯木齊から吐魯番に戻った野村が、「正月14日」に吐魯番直隸廳來署して、一泊して正月16日に焉耆に赴くつもりだと直接語り、「憲」（大官）のご高配も依頼したものである。自治區檔案館が付した文書タイトルは、「曾炳潢爲報野村榮三郎、橘瑞超入出吐魯番日期事給王樹枏的申文」となっているが、試譯のタイトルに示したように、曾炳潢が王樹枏（新疆省の布政使）に直接この文書を送ったとは私には讀めない。したがって「御大官（憲）さまのご高配をお待ち申し上げます（□爲致候憲安）」とある箇所を、野村の撫憲や臬憲以外の別の大官（憲）への傳言依頼と捉えれば、その大官（憲）が、檔案館のタイトルにいう王樹枏ということになるのだろうか。提示されたこの文面だけでは、わからない⁶⁸。

しかしここで、今、焦點化すべきことは、野村が再び吐魯番に戻ったというこの官文書の「正月14日」が、光緒紀年が終わって後の宣統元年の正月14日、すなわち、1909年2月4日と換算されることである。とすれば、野村の吐魯番到着の日付は、

〔明治42年〕2月3日……

吐魯番着。……十一時二十分に吐魯番東門外の客店に入り、僕を衛門（吐魯番直隸廳）にせば、……

と「野村日記」が明記する吐魯番着の2月3日と一致しない。つまり「野村日記」は、清曆の西曆換算の1909年2月4日と1日のズレ、つまり1日の不足が確認される。官文書の日付記録の正確さは改めていう必要はなかろうから、「野村日記」の日付の2月3日に1日を加算しなければ、清曆を西曆に換算した2月4日とはならない。つまり野村は「野村日記」に明治曆の2月3日の出來事だとして記載したことは、實は、その日の實際の出來事ではなく、清曆で記載されている官文書の日付「宣統元年の正月14日」を西曆に換算した2月4日、つまり翌日に起こっていたことだったのである。したがってこの資7の官廳文書に依據すれば、「野村日記」は、清曆との間に1日のズレ（不足）が生じていたことを確實視してよい。しかし先に述べたように、野村が吐魯番から烏魯木齊に引き返した1908（明治41）年12月31日は、「野村日記」と清曆の自治區檔案館の資6の官文書とぴったりと

⁶⁸自治區檔案館には、別の資料があるのかも知れないが、それはわからない。

一致していたのであるから、この1日のズレ（不足）が生じたのは、その直後ということになる。それは1908（明治41）年12月31日の翌日の1909（明治42）年1月1日から、「野村日記」のいう明治42（1909）年2月3日、つまり資7の官文書にいう1909年2月4日の間に起こったのだと推定が付く。

それではこの間に、なぜ「野村日記」に1日のズレが生じたのであろうか。それは、「野村日記」の次の記載、すなわち、

〔明治〕四十二年一月一日 晴 清曆十二月九日。

とある箇所を読み落とさなければ、解決する。野村は、「〔明治〕四十二年一月一日」を「清曆十二月九日」（1908年12月31日）と誤って換算していたのである。明治42年1月1日は、「清曆十二月九日（光緒34年12月9日）」ではなく、正しくは（光緒34年12月10日）とすべきであるから、野村は、1日早く明治暦を清曆へと換算してしまったのである。したがって「野村日記」の日付には、以後不足する1日を加算しなければ、清曆の日付とは一致しないことになった。奇妙な言い方とはなるが、「野村日記」の「〔明治〕四十二年一月一日」以降の日付に従ってしまうと、清曆では明日に起こることが、「野村日記」には今日として記されてしまったのである。もちろん野村自身はその時点では気づいていないし、それを讀む研究者も気づきにくいことであるから、「野村日記」の日付に従って記述してしまったのである。

したがって、資7のこの官文書によって確認できた「野村日記」の清曆との1日のズレ（不足）は、明治42年2月3日初めて発生したのではなく、すでに明治42年1月1日から始まっていたことを暗示する⁶⁹。ということは、逆に「野村日記」の書き初めから明治41年12月31日までは清曆とのズレがなかったことも、同時に示したことになる⁷⁰。したがって「野村日記」に記された実際の行動を清曆と對應させようとするれば、明治42年1月1日以降は、「野村日記」に1日を加算しなければ、オフィシャルな記録である自治區檔案館の官文書に記載された記録とは一致しなくなってしまう、そのように整理できよう。忘れてならないことは、野村が実際に行動したのは、清曆が使われている清の新疆省なのであり、その現地官廳の官文書の記録が大切であることは、いうまでもない。先に述べたように、野村がその日記の最末尾に「余等兩人（野村榮三郎と橘瑞超）の日記は二ヶ日短縮せる

⁶⁹ 「野村日記」の明治42年1月1日以降を確認しても、同じ日を重複したり、あるいは記すべき日を飛ばしたりすることなく連続して記載されているから、「野村日記」に1日のズレが起こった要因は、明治暦と清曆の換算ミスによる1日のズレ（清曆よりも1日早く換算）にあることは確實である。

⁷⁰ 「野村日記」は、この間、7月28日、8月11日、8月27日、10月9日、11月8日などに清曆と對比を記しているが、ズレはなく整合している。

ことを確認」したように、それは、新疆におけるすべての活動がすべて終わった後のことであった。ただし、今述べている1日の短縮ではなく「二ヶ日」（2日）の短縮となってしまったことは、後述の過程で明らかにする。

とはいえこの推察は、野村が吐魯番に到達したことを示すわずかに一例だけの官文書に依據したものであるから、もう一例を追加しておこう。

吐魯番を發った野村が續いて喀喇沙爾（カラシャール、焉耆）に到達したのは、「野村日記」に、「〔明治42年〕二月十二日……焉耆府着」とあるように1909年（明治紀年は、以下、適宜省略）2月12日のことであった。しかし自治區檔案館の焉耆府知府の張銑が鎮迪道兼按察使の榮霈への報告（申文）には、そうは記されていない。その該當の箇所は次の通りである⁷¹。

資8 張銑が野村榮三郎の焉耆入出の期日を榮霈に報告した申文

張銑爲報野村榮三郎入出焉耆日期給榮霈的申文⁷²

1909年3月1日

爲申報事。……查日本游歷野村榮三郎于正月二十三日抵焉、小住二天、至二十五日起程前赴庫爾勒遊歷、卑府當即會營撥派兵役妥爲保護。……除通報外、爲此具申、伏乞照驗施行。須至申者、右申欽命甘肅新疆鎮迪糧務兵備道兼按察使司按察使榮 [霈]。

1909年3月1日

〔焉耆府知府の張銑〕がご報告いたしますこと。……日本の游歷〔者〕の野村榮三郎は、正月二十三日に焉〔焉耆〕に抵〔いた〕り、2日ほど滞在して（小住）、25日に出發して庫爾勒へ向かいました。……通報しますとともに、ここに具申いたします。どうかお確かめの上施行をお願いいたします（伏乞照驗施行）。報告すべきお方（須至申者）、右申欽命甘肅新疆鎮迪糧務兵備道兼按察使司按察使榮 [霈] さまに申し上げます。

これによれば、野村が焉耆に到着したのは、「野村日記」のいう1909年2月12日ではなく、清曆の「〔宣統元年〕正月二十三日」、すなわち1909年2月13日であった、つまりここでも1日のズレ（不足）が再確認できる。自治區檔案館の官文書と對比すれば、やはり「野村日記」は1日を加算しなければ、清曆とは整合しないのである。

とすれば焉耆に到着後まもなく訪れる二次隊にとっては極めて重要となる分隊の日、つまり、庫爾勒において羅布淖爾（樓蘭調査）に向かう橘と野村が分かれたその日に注目しておくべきであろう。「野村日記」は、

⁷¹他の日の情報が併記されていることから、混同を回避してのピックアップである。この官文書の全譯は、別稿（4）に提示の豫定。

⁷²自治區檔案館等編 2001、212 頁。

〔明治42（1909）年〕二月廿一日 曇 高温八度 低温一度 庫爾勒
發 上戸地着 平路……
橘氏は羅布淖爾^{ロブノール}に、余は庫車に赴く。
午前九時三十分橘氏は騎馬にて南に、余は大車にて西に、互いに萬歳
を唱えて決別せり。

と語っている。しかしここに述べてきた経緯から推察すれば、分隊の日は「野村日記」の記す「〔明治42（1909）年〕二月廿一日」ではなく、1日を加えた2月22日と推定しなくてはならないことになる。この分隊については、「野村日記」以外にも、当時の日本の考古學會が刊行していた『考古界』という學術誌にも次のような情報がみられる。

○「新疆に於ける大發掘」……今又野村榮三郎氏より第二目的地點たる庫車（クチャ）附近に於ける大發掘に従事の情報同伯（光瑞）の手詳に到達したるに、……今其の要を摘記すれば左のごとし。

氏等の一行（野村と橘）は庫車の東の庫角勤（コルラのことであろう）に於いて駱駝三頭乗馬四頭大車四輛の大輪成を以て兩人各路を異にして其探索に従事し喝什喀角^{カシュガール}に於て出會するの目的を以て〔明治〕四十二年三月三日、實に舊曆二月十二日天山の下冰雪直骨に刻む其の日の午前七時一行は袖を分かちて各其の目的地點に向ひたり⁷³。

大變に臨場感溢れる記述が「〔明治〕四十二年三月三日」のこととして記載されてはいるが、これにはまったく従えない。その記述内容は、庫車到達との混同とみなくてはならない。大谷隊に関わる当時の新聞記事あっても同様な傾向が強いが、たとえ學術誌であるとしても、その扱いは細心の留意が必要であることをよく示している。それは、調査途上にある当事者への直接取材による確認がかなわず、西本願寺の関係者から流れる出る情報に依據し、確實な裏付けある情報が取れなかったことが要因であろう。とすれば期待すべきは自治區檔案館の官文書となるが、残念ながら庫爾勒における分隊については、直接の記述はない⁷⁴。

ところで、「野村日記」における明治42年1月1日以降の清曆への換算は、

三月五日 晴 清曆二月十五日……
リヤガン發 沙雅縣着

⁷³ここに見える「三月三日」は、野村日記の「二月廿一日」とさえも一致しない。『考古界』第8篇7號（明治42・1909）の彙報欄。

⁷⁴自治區檔案館の官文書に見えない理由は、別稿（4）に述べる豫定。

とある沙雅縣着の「〔明治42年〕三月五日」の「清曆二月十五日」までみえない。しかし、「野村日記」のこの沙雅縣着「三月五日」を清曆に換算すると、野村の記す「清曆〔宣統元年〕二月十五日」とはならず、やはりその前日（清曆〔宣統元年〕二月十四日）となってしまう。つまりここでも、「野村日記」における清曆への換算それ自體に1日の不足があり、「野村日記」に1日加えなければ清曆とは一致しない。ということは明治42年1月1日に生じた「野村日記」の清曆との1日のズレは、この沙雅縣着の3月5日にあってもそのまま繼續されていたことになる。

とすれば1909（明治42）年1月1日に始まった「野村日記」の1日のズレ（不足）は、この3月5日以降、いつまで續くのであろうか。確認していこう。

（2）「野村日記」の日付の1日のズレはどこまで續くのか

「野村日記」を順次追って行けば、庫車到達の明治42年3月1日の前日に、

二月二十九日 曇 二八臺發 托和奈莊着 平沙路

との記載がある。氣が付きにくいだが、この「二月二十九日」は、實に奇っ怪な日なのである。というのも明治42（1909）年には、この日は實在しない。野村は、閏年でもない平年の明治42年に閏年であるかのように閏日の2月29日を置き、1日を加えたのである。とすれば、この2月29日の1日の追加は、明治42年1月1日から生じていた「野村日記」の1日のズレ（不足している1日）を補って、この日以降は、清曆との關係は調節されたのではないか、野村は清曆との1日のズレにすでに氣づいて2月29日を追加したかのようにさえ思えてしまうが、「野村日記」には、清曆との對應關係が示されていないのでそれはよく分からない。しかし、先にみたように、重要なことは、野村が2月29日を加えて5日も過ぎた3月5日の時點にあっても、従前からの清曆との1日のズレは、そのまま續いていることである。したがって清曆とのズレがこの時點で調節できたとみることや、また新たに2月29日を加えたからこの時點で清曆との1日のズレが生じたなどと輕々にみなすことはできない。そうみなすのは、錯覺ということになるろう。しかも清曆にあっては、この年次の宣統元年は閏年であって、大月30日の2月の後には、29日の閏2月がさらに續いて3月1日（西曆では4月20日）を迎えるのであるから、曆法に疎い者には實にややこしい。

ところで野村は、分隊後の庫車・沙雅地域では、庫車と沙雅だけに留まっていたのではなく、廣範圍にわたる複雑な調査活動を展開していた。そのため、野村の出入を確認し報告した自治區檔案館の官文書によっても、野村のすべての行動を追いトレースしていくことは難しかったようである。したがってここでは、最終的に庫車を發って拜城縣に向かい、その拜城縣から阿克蘇に赴いた時、すなわ

ち区切りの分かりやすい官文書を、まず参照してみよう。

資 9 談鎮堃が野村榮三郎の拜城縣入出の日期を榮需に報告した申文

談鎮堃爲報野村榮三郎入出拜城縣日期給榮需的申文⁷⁵

1909年5月12日

爲申報事。……茲日本地理學士野村榮三郎于本年三月初四日由庫車入境、遵即照約保護。越二日、該學士赴各鄉游歷、詢云、採訪地方古跡、至十七日回縣、十九日起程出境赴阿克蘇游歷、當由卑職派役會營派勇護送前進。所有入境、出境日期各緣由理合備文通報、呈請憲臺鑑核查考。須至申者、右申欽命二品頂戴甘肅新疆鎮迪兵備道按察使司按察使陸軍督練處參議官兼參謀處總弁榮 [需]。

この拜城知縣の談鎮堃の報告によれば、野村は「本年三月初四日」に庫車から拜城縣に入境し、「十七日」に拜城縣着、「十九日」に拜城縣から阿克蘇へと出發したと報告している。一方「野村日記」によれば、「四月二十四日」に庫車を發つて拜城縣の境域内の赫色爾古洞、すなわちキジル千佛洞に同日に着き、その千佛洞窟の調査後、「〔五月六日〕午後零時十五分に拜城に着す。……午後三時知縣談鎮堃來問、六十歳許」と記している⁷⁶。官文書と「野村日記」との記述内容の一致は、雙方の知縣・談鎮堃によって裏付けられていよう。そしてその拜城を發つて阿克蘇に向かったのが「五月七日」となっている。そこで兩者の日程を對比して整理してみよう。

| | | | |
|--------------|----------------|---------|---------|
| 野村の行程 | 拜城縣に入境（キジル千佛洞） | → 拜城縣着 | → 拜城縣發 |
| 資 9 の官文書（清曆） | 3月4日 | → 3月17日 | → 3月19日 |
| 官文書の西曆換算 | 4月23日 | → 5月6日 | → 5月8日 |
| 「野村日記」（明治曆） | 4月24日 | → 5月6日 | → 5月7日 |

これによれば、「野村日記」の日付に1日を加算すれば、官文書の日付と一致するのは、拜城縣發の時（5月7日に1日を加算した5月8日）だけで、拜城縣に入境しその管内にあるキジル千佛洞の調査開始と拜城縣着の日は一致していない⁷⁷。そこで拜城縣發つて次に向かった阿克蘇、すなわち當時の温宿府が作成した官文書を検討してみよう。

⁷⁵自治區檔案館等編 2001、216 頁。同類の官文書であるから、譯出は省略。

⁷⁶この拜城知縣の談鎮堃の情報は多くはないが、『新疆圖志』には、いくつか見えている。たとえば卷 39 學校 2 によれば、光緒 33（1907）年から宣統 2（1910）年にかけて、拜城知縣の學堂建設に取り組んでいた記録が残っている。ちょうど野村がこの地を通過した頃で、その在任が確認できる。従来、大谷探検隊の研究にあつては、清末に編纂された當時の漢籍資料の活用がほとんどみられなかったが、本書は『新疆郷土志稿』とともに重要な情報を提供している。西洋の調査報告には目を向けがちであったが、こうした漢籍資料の活用によって補う必用があろう。これは、橘の樓蘭調査も例外ではなく、そのルートの考察にあつてもこうした漢籍の活用は必要である。別稿（4）によって追って提示する。

⁷⁷西洋域と東洋域の日付の變更や時差などは、ここでは考慮していない。

資 10 彭緒瞻が野村榮三郎の温宿への入出期日と橘瑞超の行程を榮需へ報告した申文

彭緒瞻爲報野村榮三郎入出文温宿日期及橘瑞超行程事給榮需的申文⁷⁸

1909年5月26日

爲申報事。案……咨查有日本地理學士野村榮三郎于宣統元年三月二十三日行抵卑府、旋于四月初八日起程前赴巴楚州及喀什一帶游歷、卑府當即派差護送竝移知巴楚州一體轉護訖。所有野村榮三郎入境、出境日期、理合備文申報憲臺鑑核查考。再、橘瑞超一員據稱已由新平赴若羌縣、于闐一帶、至莎車會。和竝聲明。除通報外、爲此具申、伏乞照驗施行。須至申者、右申欽命甘肅新疆鎮迪兵備道兼按察使司陸軍督練處參議官兼參謀處總弁榮 [需]。

温宿知府の彭緒瞻⁷⁹が鎮迪道兼按察使の榮需に報告したこの官文書によれば、野村が卑府、すなわち温宿府に到達したのは「宣統元年三月二十三日」、すなわち1909年5月12日のことである。したがって彭緒瞻とは、温宿府の知府と推定が付く。これを「野村日記」と對應させると「[明治42年]五月十日……十一時四十分阿克蘇新城の客舎に着く。知府彭某より鷄二羽、野菜若干、點心一箱を寄せ來る」とあって、その情況は官文書(資10)とよく對應する。しかしその日は5月10日であって2日のズレ(不足)となっている。これは先にみた拜城縣に入境(キジル千佛洞)と拜城縣到達時の日付の多少の前後(従前は1日のズレ)が認められるものの、この阿克蘇(温宿府)到達時には、1日のズレが2日のズレになったことを示している。とすれば、野村が「野村日記」の日付に2日を加算しなくてはならないとしていたことが、阿克蘇(温宿府)のこの日を一例として浮上したことになる。そしてまた、野村がこの阿克蘇(温宿府)から巴楚州及び喀什一帶へ向かった「四月初八日(1909年5月26日)」を、「野村日記」が「五月二十四日……阿克蘇發」と記していることから、續いて同様な2日のズレ(不足)として追加的に確認できる。また巴楚州以降の行程も官文書によれば、伽師縣知縣の高生嶽の鎮迪道兼按察使の榮需への報告によっても、次のようにみえて、それがさらに確認される。

資 11 高生嶽が野村榮三郎が伽師縣に入出した期日を榮需に報告した申文

高生嶽爲報野村榮三郎入出伽師縣日期事給榮需的申文⁸⁰

1909年6月11日

爲申報事。六月案准巴楚州江牧移送日本地理學士野村榮三郎一員隨帶從人持照游歷、

⁷⁸自治區檔案館等編 2001、216 頁。同類の報告書であるから、譯文は省略。

⁷⁹温宿知府の彭緒瞻の在任は、『新疆圖志』卷 39 學校 2 によれば、宣統元(1909)年から宣統 2(1910)年にかけて、拜城知縣の學堂建設に取り組んでいたことから確認される。

⁸⁰自治區檔案館等編 2001、217 頁。同類の報告書であるから、譯文は省略。

于四月二十日行抵伽師、即于二十一日由伽起程西行。除派役護送、移請疎附縣派役接替前進竝通報外、所有該游歴官入境、出境日期、理合具文申報憲臺鑑核查考。爲此具申、伏乞照驗施行。須至申者、右申欽命二品頂戴甘肅新疆鎮迪糧務兵備道兼按察使陸軍督練處參議官兼參謀處總弁榮〔霈〕。

この官文書によれば、アクスとカシュガルの間にある伽師縣^{カシ}に野村が到達した日は、「四月二十日」（西暦換算は1909年6月7日）であり、翌「二十一日」（西暦換算は1909年6月8日）に伽師より西行したという。「野村日記」には、「六月五日……伽師縣着」、「六月六日……伽師縣發」とあることから、やはり2日のズレである。そしてその伽師から疏附^{カシュガル}への到達も、疏附縣知縣の錢炳煥の鎮迪道兼按察使の榮霈への報告にも、次のようにみえている。

資 12 錢炳煥が野村榮三郎の疏附縣に入境した期日を榮霈に報告した申文
錢炳煥爲報野村榮三郎入疏附縣日期事給榮霈的申文⁸¹

1909年6月19日

爲申報事。竊查日本國地理學士野村榮三郎隨帶從人二名、大車四輛、于四月二十三日由阿克蘇游歴入境、持有外務部給發護照一紙。除照約妥爲保護外、理合將該游歴入境日期具文申請憲臺鑑核查考。除通報外、爲此具申、伏乞照驗施行。須至申者、右申欽命二品銜甘肅新疆鎮迪兵備道兼按察使陸軍督練處參議官兼參謀處總弁榮〔霈〕。

「四月二十三日」は、1909年6月10日であるから、野村は、この日に疏附^{カシュガル}に到達したのである。「野村日記」によって詳細を確認すれば、「六月七日……翌午前三時十分カシュガル新城〔漢城〕の壁外を過ぎ、五時に老城〔回城〕南門外の旅舎に着す」とみえている。したがって、その「翌」に照らせば、實質は、6月8日早朝3時過ぎの疏附^{カシュガル}到達とみなすべきである。したがって疏附到達時おける「野村日記」の清暦とのズレは、ここでも2日とみなしてよからう。

このように整理してみると、1909（明治42）年1月1日に始まった「野村日記」の1日のズレは、野村が閏日としての2月29日を加えても解消した形跡はなく、拜城縣に入境（キジル千佛洞）と拜城縣到達時には、1日のズレだけではなく2日のズレも確認されるようになり、阿克蘇（温宿府）到達時には、2日のズレ、そのズレが繼續されて疏附^{カシュガル}到達時には、2日のズレとして推察できるという整理結果となった。

すでに述べたようにこの年、宣統元年は清暦の閏年に当たり、30日間の大の月の2月だけではなく29日間の小の月の閏2月が追加されて連續し、その閏2月29日（西暦の4月19日）が3月1日（西暦の4月20日）とへ直接續く。その閏2月と3月

⁸¹自治區檔案館等編 2001、217～218頁。

への切り替わりの15日前に当たる4月3日の「野村日記」には、次のような清暦との換算がみえている。

四月三日 清暦〔閏〕二月十五日

この「〔閏〕四月三日」を、野村は清暦では「清暦二月十五日」と換算しているが、実際は〔閏〕字を補っておいたように「清暦〔閏〕二月十三日」とするのが正しい。とすればここでは1日のズレ（不足）ではなく、2日の不足が確認される。「野村日記」にいう「四月三日」は、野村がクムトラにいた時であるから、これは先に整理した清暦で記載された資9の官文書の「拜城縣に入境（キジル千佛洞）→拜城縣着→拜城縣發」の日付（清暦の3月4日～3月19日、西暦4月23日～5月8日）よりも早い。この頃は「野村日記」と対比すれば、先に提示したように1日と2日のズレが錯綜していたところであるが、それに先だって「野村日記」の4月3日に、すでに2日のズレ（不足）を確認できたことになる。ただ残念なことに、自治區檔案館の官文書には、この頃に該当する適切な情報がなく、1日のズレが2日となり、さらに1日と2日のズレが錯綜して續くのか、それぞれに正確な説明を施すことが難しい。

また「野村日記」が、樓蘭調査を終えた橘が、ケリヤ、和闐^{ホータン}、ヤルカンドを通過して疏附^{カシュガル}に、7月6日に到達し合流した時、

庫爾勒^{コルラ}に分袂後四ヶ月二十日にして再會す。

と記したその「四ヶ月二十日」という期間も、ぴったりと一致させる算定ができず、これも、現時点では留保せざるをえない⁸²。

さらにまた、まさしく近年、新たに公にされた橘の「新疆大發掘（第三回報告）」（カシュガルで野村と合流した橘が、當地から大谷光瑞に送った報告の寫し）に見える橘の疏附^{カシュガル}への到達日の「六月八日」も、そのままでは理解しがたいものである。「野村日記」のいう「七月六日」の橘の疏附への到着ではなく、ほぼ1ヶ月に近い大きな誤差があるからである。これも重なってくるのである⁸³。

したがって、第二次大谷隊のカシュガル到達までの日時のズレの問題を検討したその結果は、すべてにわって整合的説明を加えることにはならなかった。しかもその検討は、あまりの煩雑さとの遭遇によって徒勞感さえも感じさせるものでもあった。それはひとえに私の知見の乏しさに起因してはいるのであろうが、調

⁸²明治暦に従えば、その「四ヶ月」とは、3～6月である。そしてそれに、2月21日以降29日（閏日として追加）までは9日に、7月6日までの6日を加えた合計15日を加算しても、「四ヶ月二十日」とはならない。野村が、どのような算定をしたのか、分からない。

⁸³別稿（4）で、改めて取り上げる。

査活動の最も基本となるべき日程の記録にあってさえ、こうした問題が大谷隊に内包されていることは意外なことであった。

附2 福井瑞華に関する資料の紹介

本稿に紹介した福井瑞華(圖1)は、三重縣桑名市の桑名御坊とも呼ばれる浄土眞宗本願寺派・法盛寺の出身であり、後、同寺の住職となった人である。當地の伊勢新聞社桑名支局編『人物月旦』(同社桑名支局、1933)によれば、「住職福井瑞華師は明治二十年〔1887〕九月十二日の出生にして當地〔桑名〕の出身である。……嘗て本願寺大谷光瑞師に隨い支那各地を巡遊し、後本山の命を受けて英京倫敦に游學し、更に歐洲各國を巡り、宗教及び社會事業を觀察研究せられて歸山、……大正十四年〔1925〕現住職となり……」(圖3)と語られるように光瑞に隨って「支那各地を巡遊」した人でもあるという。またその中にロンドン游學と歐洲巡遊をいうが、これは光瑞に從って「支那各地を巡遊」(1906(明治39)年9月からの光瑞の中國調査への隨行)した後の行動と推察されるから、ロンドン游學と歐洲巡遊との間に、本文で言及したインド待機が入るのかもしれない。この時の中國調査については、資料が乏しく十分な検討をしていないが、西安(かつての長安)地域における中國歴代皇帝の陵墓や陪葬諸臣墓の調査は、極めて早期のものであり整理が必要と思っている。現在入手して整理を試みようとしている影像資料(圖4a、b)によれば、西安市北方の唐の太宗・李世民(598~649)の昭陵もその対象であつたらしく、背面に「唐昭陵陪葬諸臣ノ内李勣之墓及碑」と記したのも見いだせる。これ以外の光瑞に隨行した樺太巡視については、本文に觸れたこと以外はわからない。幸い日記が残されていることから、「支那各地を巡遊」などもより詳しく知ることができるはずである。総合的な情報収集と研究が必要な人であろう⁸⁴。

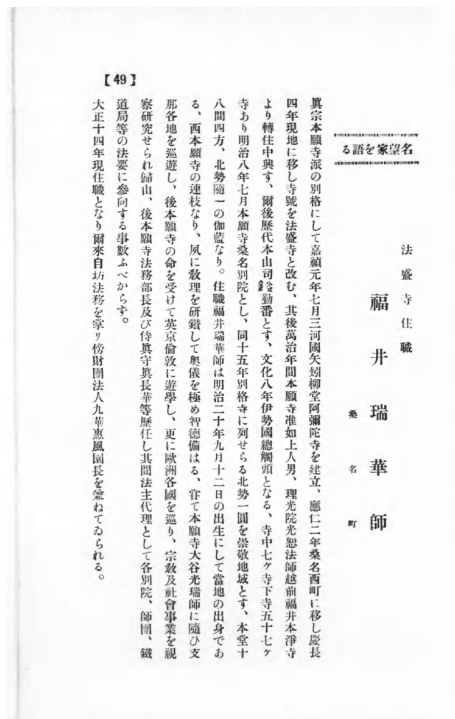


圖3: 『人物月旦』の福井瑞華(同書49頁より)

⁸⁴脱稿後、塩沢裕仁「隋唐皇帝陵遺址の現状と課題」『唐代史研究』25(2022年)を讀んだ。「大谷光瑞の記録がいかなるものか、今後調査していきたい」(82頁)とあった。福井の調査はこの時

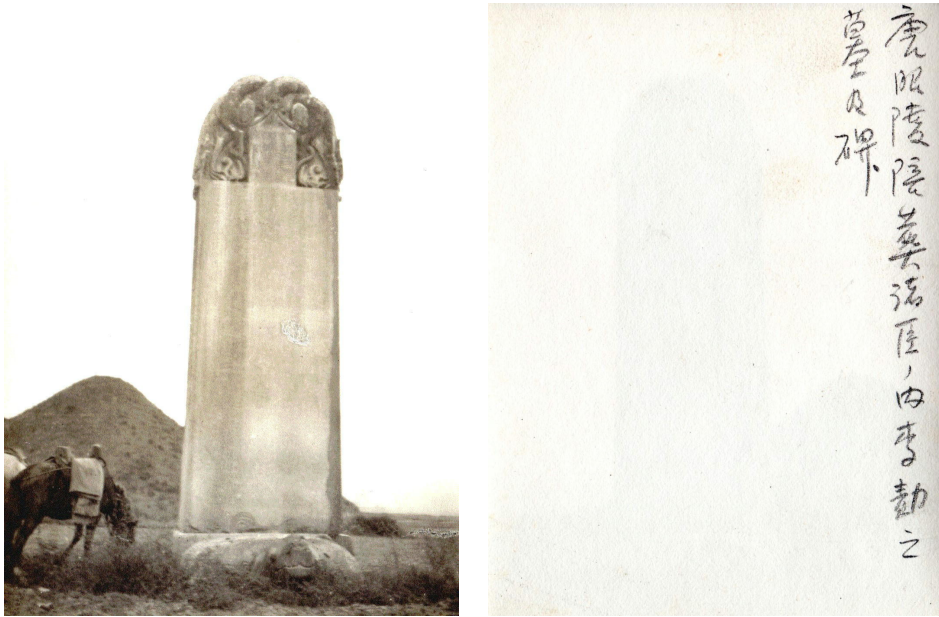


圖 4a, b：唐の昭陵の調査寫眞。b は寫眞背面のメモ、堀賢雄資料より。

引用文献（年代順）

- 自治區檔案館等編 2001 中國新疆維吾爾自治區檔案館・日本佛教大學尼遺跡址雅學術研究機構『近代外國探險家新疆考古檔案史料』新疆美術攝影出版社
- 日中共同ニヤ遺跡學術調査隊編 2007 『日中中日^{ニヤ}尼雅共同學術調査遺跡報告書』第三卷
- 白須 2002 白須淨眞『大谷探檢隊とその時代』勉誠出版
- 白須 2012 白須淨眞『大谷探檢隊研究の新たな地平——アジア廣域調査活動と外務省外交記録』勉誠出版
- 白須編 2014 『大谷光瑞とスヴェン・ヘディン—内陸アジア探檢と國際政治社會』勉誠出版
- 白須 2018a 「20世紀初頭の國際政治社會と日本——大谷光瑞とスヴェン・ヘディンの關係を中心として」田中和子編『探檢家ヘディンと京都大學』京都大學學術出版會
- 白須 2018b 「臺灣・中央研究院近代史研究所の大谷光瑞に係わる檔案資料について」柴田幹夫編『臺灣の日本佛教』勉誠出版

（作者は廣島大學敦煌學プロジェクト研究センター顧問）

のものである。